

平成25年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年3月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成25年3月11日 午前9時2分宣告（第4日）

応召議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応召議員 な し

出席議員 1番 森 正彦 2番 片岡 勝一 3番 松浦 隆起
4番 岡村 統正 5番 坂本 貞雄 6番 中村 卓司
7番 氏原 義幸 8番 松本 正人 9番 永田 耕朗
10番 西村 清勇 11番 今橋 壽子 12番 嶋崎 正彦
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	榎並谷 哲夫	教育次長	岩本 敏彦
副町長	西森 勝仁	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
滞納整理課長	岡本 直美	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村 泰富

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成25年3月佐川町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年 3月11日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、嶋崎議員より少し遅れるとの連絡が入っております。
これから日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。
日程第1、一般質問を行います。
一般質問は通告順とします。
3番松浦隆起君の発言を許します。

3番（松浦隆起君）

おはようございます。3番松浦隆起でございます。通告に従いまして、本日も3点、質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、1点目に、女性の視点からの防災対策について、お伺いをいたします。

日本での観測史上、未曾有の大地震となり、地震と津波による甚大な被害を残しました東日本大震災より、きょうで2年を迎えます。ここで改めて、犠牲となられた方々に、謹んで哀悼の意をあらわすとともに、今なお、被災地において大変に御苦労されておられる被災者の皆様に心から御見舞いを申し上げます。

この震災以降、この議会におきまして、防災対策について、さまざまな角度から御質問をさせていただいております。「あの3月11日、あの日を忘れてはならない」その思いで、一過性に終わらせることなく、常に最善の対策を模索をし取り組んでいく、そのことが重要である。そういった思いから毎回取り組まさせていただきます。

1つずつ、そして少しずつでも、防災対策を進めていくことが、いざというときに必ず生きてくる、そう信じ、そういった観点から、本日もお伺いをさせていただきます。

防災会議への女性委員の登用など、女性の視点を取り入れた防災対策の取り組みについて、お伺いをいたします。

東日本大震災以降、全国各地では、今回の震災の教訓を踏まえて、既存の防災対策を見直す動きが活発化をしております。そうした中、女性の視点で、既存の防災対策を見直すとともに、新たな対策の検討がされ始めております。

日本の災害対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に「女性の参画・男女双方の視点」が初めて盛り込まれ、2008年には、「政策決定過程における女性の参加」が明記をされておりました。

しかし、今回の東日本大震災でも、例えば、避難所のトイレが男女別になっていなかったり、着替える場所がない、授乳スペースがない、そういった声や女性用衛生品や化粧品、乳児のおむつなど支援助物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

女性は、地域に人脈を築き、地域のことを一番よく知っております。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子供や高齢者、生活者の視点を持っております。こうした女性の方たちが、災害時の担い手として、その力が発揮できるような仕組みが必要ではないかと考えております。

まず、そのためにも、女性の意見を普段から防災対策にしっかりと反映できるようにすべきではないか、その意味からも防災会議への女性委員の積極的な登用と女性の意見を地域防災計画に反映させる取り組みが大変重要になってくるのではないかというふうに思っております。

現在、本町の防災会議の委員数は、20名となっておりますと思いますが、この中に、女性委員は現在登用はされていないようであります。この状況では、女性の視点が生かされにくい、そのように感じます。ぜひ、防災会議に女性の視点を多角的に反映をするため、複数の女性委員の登用を図るべきではないかというふうに考えております。

まず、この点について、担当課長のお考えをお伺いをいたします。

総務課長（岡林護君）

おはようございます。今の松浦議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。佐川町の地域防災計画は、平成17年度以降、見直しができおりません。このため、平成25年度には、県からの新しい市町村別被害想定を受けまして、見直しを行う予定でございます。

この地域防災計画の見直しを審議するためには、町長は、防災会議を招集しなければならないということになっております。防災会議は、町長が会長となりまして、先ほどおっしゃったように委員数は20人以内。あと、警察署長、それから消防団長、教育長などが充て職ということになっております。

ただ、その他ですね、町長が任命することができる委員ということもありますので、その中で、男女共同参画の視点から、当然に女性の登用は必要不可欠というふうに考えております。

また、昨年8月には、県の文化生活部長から町長宛てに、そして先日には、県の男女共同参画課長から担当課長宛てに防災会議への女性委員の参加促進についての依頼が上がっております。こうしたことも踏まえまして、女性参画を進めていきたいというふうに考えております。

東日本大震災におきまして、避難所運営と災害現場での対応に女性の視点が入らず、配慮が足りなかったことなどの問題点が浮かび上がっておりますので、今後の防災対策におきましては、女性や生活者への視点を取り入れること、そして女性の参画等を促進することが重要になってくるというふうに考えております。

また、防災会議には部会を置くことができますので、福祉関係や自主防災組織などからも含めてですね、女性委員の登用を実現してまいりたいと思っております。以上でございます。

3番（松浦隆起君）

積極的に、25年度見直し時点で、女性委員の登用を検討していただけるということでございますので、よろしくお願いいたします。

もう1点。この女性の視点を取り入れる観点から、いわゆる避難所、被災時における運営に、女性の方また女性職員、そういった方を配置するように事前に決めておく、そういった配慮も必要ではないかというふうに考えております。

また、災害時の後方支援や高齢者宅の訪問等で、きめ細やかな支援を実現するための女性消防団員、佐川町でも、今現在おられますが、そういった方の積極的な登用、これも大事な観点ではないかというふうに思います。

そしてまた、別の角度から考えたときには、災害時の緊急物資の中に、女性や子供、高齢者、障害者に配慮した物資が備蓄されているかどうか、そういった点についても、女性の視点からの取り組みとしては大事な点ではないかと思っております。

これらの点について、お伺いをしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。一応3点ほどのことを御質問があったかと思っておりますが、まず、女性職員についてはですね、来年度、先ほど申

し上げましたように、地域防災計画を見直すことになっておりますが、そのときに、職員初動マニュアルも含めてですね、見直すというか、これ、作成をしていきたいというに思っております。

当然、その中で、女性職員の位置づけとかですね、どういうところで、例えば、特に避難所で張り付いて作業するとか、そういうことも含めた形で作成をするということになろうかと思っております。

それから、女性消防団につきましてもですね、今、尾川のほうで非常に御活躍をいただいておりますけど、その女性消防団の、いろんな場面での登用についてもですね、また検討していきたいと思っております。

それからあと、避難物資に、今、女性、高齢者等に配慮した物資が必要である。これはもう当然のことだと思いますので、そうしたことは当然含めてですね、検討というか考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番（松浦隆起君）

わかりました。ぜひ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。特に、この緊急物資等は、災害がいつ起こるかわかりませんので、できるだけ早い時期に備えていただければと思います。

介護や子育て、そういった経験をもって地域のことをよく知っている女性の方が、こういった災害、復興に関する意思決定に参画することによって、地域の防災力というものは格段に向上するというふうに思います。災害は、いつ何時起こるかわかりませんので、早急に、こういったきめ細やかな防災対策、女性の視点からできるような体制づくりもあわせてお願いをしたいと思います。

この質問については、これで終わらせていただきます。

2点目に、学校施設と通学路の安全対策について、お伺いをいたします。

この2月26日に成立をいたしました24年度補正予算、国の補正予算。復興・防災、そして、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の重点の、この3分野で構成をされておりました、中でも、国民の命を守る「防災・減災」に大きな重点が置かれております。

全国的な防災・減災対策では、トンネルや橋、道路など、インフラの総点検と維持、補修などの老朽化対策に着手するほか、学校、病院、福祉施設の耐震化も前進をされており、地方自治体の取り組

みを財政的に支援する「防災安全交付金」と「地域の元気臨時交付金」これらが創設をされております。

これから質問いたします「学校施設と通学路の安全対策」についても、活用できる交付金等があるようでありますので、ぜひ、そういったものを活用しながら前に進めていっていただければと思っております。そういった確認の意味を含めてお聞かせいただきたいと思っております。

まず、学校施設の安全対策について、お伺いをいたします。

学校施設は、子供の学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域住民の応急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要であります。学校施設の耐震化については、文部科学省において平成 27 年度までに、できるだけ早い時期に耐震化完了を目指すという目標を掲げております。

今回の国の、平成 24 年度補正予算では、公立学校の耐震化や老朽化対策、被構造部材の耐震対策等に対応するため、1,884 億円が計上されておりますが、この補正予算は、各自治体が耐震化を進めるに当たっては、十分な額ではないかというふうに聞いております。そういった意味から、補正予算を活用した地方自治体の事業計画の前倒しが期待をされるところであります。

本町では、学校施設のいわゆる構造体である建物の耐震化は、25 年度の黒岩中学校の耐震工事で、全ての学校が終えることになると思います。ただ、この議会でも何度か質問させていただいておりますが、いわゆる被構造部材の耐震化、これはまだ十分ではありません。

この点については、さまざまな点からお話をさせていただいておりますので、ここでは詳しく申し上げますが、地震等発災時において応急避難所となる学校施設は、児童生徒だけでなく、地域住民の命を守る地域の防災拠点であり、いわば、最後のとりでであります。その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題であります。構造体の耐震化と比べ、天井等の耐震対策は、著しく遅れている状況であります。その意味でも、構造体の耐震化と同様の緊急性をもって早急に対策を講じていく必要があります。

昨年 9 月に、文部科学省から出された通知では、公立学校施設における屋内運動場等の天井等について、平成 25 年度中に学校設置者が責任をもって総点検を完了させるとともに、平成 27 年度まで

に落下防止対策を完了させるよう要請をされております。

前回の質問の折にもお聞きをさせていただきまして、その後、尾川小中学校の体育館の天井材の耐震化を行っていただきました。早速対応していただきまして、感謝をいたしております。

そこで、改めてまたお聞きをさせていただきますが、本町の学校の屋内運動場の天井等、その学校設置者による耐震点検は、その後の程度実施をされているか、また、耐震点検の結果、対策が必要とされた学校はどれぐらいあるのか。そして、その対策の現状、実態ですね、は、どういうふうになっているのか、その点をお伺いをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

被構造部材の耐震化に関する御質問にお答えいたします。先ほど、議員からの御指摘がありましたように、文部科学省並びに県教委から被構造部材の耐震化につきましては、耐震点検を平成 25 年度末までに、そして耐震化は平成 27 年度末までに完了するようにとの要請文が届いておりますので、これに従いまして、被構造部材の耐震化を進めることとしております。

具体的に、学校別に申し上げます。現在、これまでに進んでおる、というのは、先ほど御指摘がありましたように、尾川小中学校の体育館、そして小中学校の本校におきましても一部の教室、そして廊下につきましては、天井材の耐震化は終わっております。残るのは、その尾川小中学校以外と、あと尾川小中学校の一部の教室が残っております。

これを学校別に申し上げますと、まず、平成 25 年度は、黒岩中学校の大規模改造と耐震補強工事を補正予算でお願いしておりますが、これにあわせまして被構造部材の耐震化工事も実施することとしております。

次に、佐川小学校につきましては、平成 25 年度に、大規模改造と被構造部材の耐震設計を行いまして、平成 26 年度には、工事を実施する予定でございます。

残る斗賀野小学校、尾川小中学校の一部、そして黒岩小学校と佐川中学校につきましては、平成 25 年度に、専門家であります建築士による被構造部材の耐震点検を行いまして、それを受けて平成 26 年度には耐震設計、そして平成 27 年度に耐震化工事を行う予定で進めることとしております。以上でございます。

3 番（松浦隆起君）

わかりました。それぞれの学校を、具体的に説明をしていただきました。先ほど申し上げましたように、国は、24年度のこの補正予算で、そういった前倒しをしてできる、そういった部分の措置もしているということでありますけれども、今回のこの国の補正予算を活用して、今おっしゃいました27年度を前倒しをして、この25年度、もしくは26年度、早い時期に前倒しをするというお考えはございますでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。学校設置者によります耐震点検、これは内容を見てみますと、ちょっと素人であります私どもでは、ちょっと手に負いかねる内容でございます。やはり専門家である建築士の技術がないとできない、例えば、ちょっと細かく申し上げますと、天井材のつりボルトは、どれぐらいの間隔で設置されているのか、こういうのもございまして、こういう内容になりますと、いわゆる設計書を詳細に見ていただいて、それに基づいて判断していただく、そういったことを受けて、その次が耐震設計へと入るわけです。

したがいまして、今の予定では、平成25年度には、全ての学校の耐震点検、被構造部材に関する耐震点検は終える予定ですので、26年度以降に工事ということに入っております。

そうした際に、現在、佐川小学校についてのみ、大規模改造工事は行っておりません。大規模改造工事を行いますと、あわせて、その際に、被構造部材の耐震工事も行いう予定でございますが、事業費的に、結構、額が、通常想定しますと1億近いものになるかと考えております。

そういったことを踏まえますと、今後の日程を考えますと、平成26年度にできるのは、佐川小学校だけになるのではないかと。そしてその後は、できるだけ早い時期に、25年度中に耐震点検が終了しますので、それを受けての設計がどうしても26年度になりますので、今後の日程でいきますと、国の要請にありますように、平成27年度中に全ての学校の被構造部材に関する耐震化を終えるということにならざるを得ない。

今のところ、国の補正等がございましたら、設計ができておる段階で、補正にのって早急に対応はしたいと考えておりますが、設計という技術的なものが入ってまいりますので、今のところ27年度

を想定しながら、進めていくこととしております。以上でございます。

3 番（松浦隆起君）

としますと、予算的なことではなくて、タイムスケジュール的に無理があるということでしょうか。

教育長（川井正一君）

そうでございます。やはり、まず来年度は、耐震点検がございます。それを受けての設計ということになりますと、どうしても、27年度を目途に取り組まなければならなくなっておるというふうに、現状では判断しております。

3 番（松浦隆起君）

わかりました。できるだけ早くに点検をして、危ない状態が、もし今、あるとすればですね、2年間その状態が続くということになるわけですね。ということになりますね。ですから、そのタイムスケジュール的なこともあると思いますけれども、できるだけ早く対応をするという姿勢で、ぜひ臨んでいただきたいと思います。

昨年 12 月に、皆さんも御存じのように、山梨県の中央自動車道の笹子トンネルの天井板が崩落をしますと、で、9名の方の命が失われまして、天井が落下するという、この危険性を再認識をしたところであります。このことを受けて、全国でトンネルの総点検が一斉に行われて、天井撤去工事が進められて、今、いるわけです。

つり天井を有する屋内運動場等の落下防止対策として、天井撤去そして補強による耐震化、再設置といった方法があると思いますけれども、図面による診断ですね、その診断で、明らかに危険性が高いと、そういった場合は、実地による詳細な診断を行わずとも撤去等の対策を検討することが可能であり、また撤去という方法であれば、この国土交通省の新たな基準の判定を待たずとも、今すぐ対応できるというふうに思います。

先ほど、詳しく教育長から御説明いただきましたので、タイムスケジュール的なことはわかりましたけれども、ぜひ、子供たちの安全性の確保に万全を期すためですね、危ないと判断をすれば、例えば、落下危険性のある天井はできるだけ、早急にまず撤去するという方法も必要ではないかと思えます。

お聞きを、チラッとしますと、尾川小中学校の体育館も、天井が非常に危ない状態であったと。で、27年度に、それぞれ各学校まで

になると、そういった状態がもし、ある学校であれば、1年、2年と、その状態の中で、子どもたちは過ごすということになるわけですね。

ですから、見直しができるのであれば、先ほど言われましたタイムスケジュール的なことも見直していただいて、先ほど申しあげました、図面等で診断をできることで早くなるのであれば、そういったこともぜひ見直していただきたいと思いますが、この点についてお伺いをします。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。毎年度、各学校は、それぞれの学校の安全点検を、基本的に予算要求前には、少なくともやっただいております。そして、緊急性の高いものにつきましては、予算要求という作業をしていただいております。

したがいまして、先ほど御指摘のありましたように、緊急性の高い、危険なものがあれば、それは当該年度、それぞれ対応していくという、そういう基本を持ちながら、根本的な対応というのは先ほど申しあげましたスケジュールの中でやりながら、緊急的なものは随時対応していく、そういうことで進めたいと思っております。以上でございます。

3番（松浦隆起君）

わかりました。学校の安全点検というのは先生がするわけですね。先ほど、教育長からの答弁もありましたように、私たちは素人なので、専門家の判断が必要だと。ですから、見た目の判断は学校の先生が安全点検でできると思いますが、そういった、先ほど申しあげました図面等で判断するであるとか、そういったことはできないわけですね。実際の、そういう診断はできないわけですね。ですから、できるだけそういった段階に入れるようにですね、もう、答弁はいただきますませんが、ぜひ、先ほどお聞きをしましたスケジュールを少しでも、1カ月でも2カ月でも、半年でも、前倒しできるように、ぜひ、取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、通学路の安全対策について、お伺いをいたします。

昨年4月に、京都府の亀岡市で発生をしました登下校中の児童の列に自動車が突入すると、そういう痛ましい事故を初め、登下校中

の児童などが死傷する事故が連続して発生したことを受け、全国で通学路の緊急合同点検が実施をされました。

今回、国の補正予算に計上されている「防災・安全交付金」は、通学路の安全対策にも使えることになっております。今回の交付金は、緊急合同点検の対策箇所等を記した図面を公表した自治体が申請をして初めて交付されるというものになっております。ぜひ、こういったものも活用しながら、通学路の安全確保につなげていただければと思っております。

活用状況の確認の意味でお聞きをしたいと思います。大事なことは、点検をすることで終わることではなくて、その点検で得られた情報を、関係者が共有をすること。そしてさらに、対策を進めることでもあります。そこで、その取り組みについて、お伺いをいたします。

先ほども申し上げましたように、昨年、本町におきましても、通学路の緊急合同点検が行われております。町内の各小学校の通学路の中で、対策が必要な箇所、公表されているのを見ますと、4校で10カ所。対策の必要項目は19項目というふうになっておりました。

安全点検については、積極的な情報提供が、私は必要だと考えております。昨年実施しました通学路の緊急合同点検について、その結果がどうであったのか、どこが危険箇所であったのか、また、その改善は、どのように進めようとしているのか、など地域住民を含め広く明らかにするべきではないかと考えております。

そこで、3点について確認をさせていただきます。

まず、1点目に、昨年、通学路の合同安全点検を実施しております。その結果について、昨年の11月30日付でホームページ上で公表をされております。その後の安全対策等の改善状況については、公表されておりませんが、あわせて公表するべきではないかというふうに考えております。事業主体が佐川町となっている箇所等についての状況も含め、お伺いをいたします。

2点目は、対策が必要な箇所の中には、歩道の設置や横断歩道の設置など、県道であるため事業主体が県や警察等になっている箇所がございます。それらの箇所についての進捗状況について、お伺いをいたします。

そして3点目は、国においては通学路の安全対策の重要性を鑑み、

緊急合同点検により抽出された要対策箇所について対策を図るため、地域における総合的な生活空間の安全確保に対する集中的支援として防災・安全交付金を創設をしております。平成 24 年度補正予算に 5,498 億円、平成 25 年度予算に 1 兆 460 億円、それぞれ計上されておりますが、この交付金を活用するためには、まず地方自治体は整備計画を作成しなければなりません。

通学路の安全対策は、喫緊の課題であります。本町において、この防災・安全交付金を活用し、対策を図るべき箇所が残っているかどうか、また、使えるものがないかどうか、その点について、以上 3 点について、見解をお伺いをいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。昨年度実施しました通学路の緊急合同点検の対策でございます。議員、言われましたとおり、町内で 10 箇所、19 項目の内容がございました。佐川小学校管内では、5 箇所 11 項目、斗賀野小学校では 1 箇所 4 項目、尾川小学校では 3 箇所 3 項目、黒岩小学校では 1 箇所 1 項目、いう内容でございました。

この 19 対策内容のうちで、12 項目については完了しておるところでございます。残る 7 つにつきましては、6 つについては 25 年度、26 年度に実施予定で、1 つにつきましては、これは県道の拡幅ということでございますので、実施年度は未定ですが、現在、あります県道の改良計画で実施するようになってございます。この残っております 7 つのうちで、6 つが県で、1 つが警察となっております。

公表が最新版になってないところは、まことに申しわけございませんでした。町の実施しました 5 つの内容に、項目につきましては、佐川高校正門前付近の町道で、植栽の剪定、それと路側帯のカラー舗装化、高北病院前町道での見通しをよくするための専用物件の適正化、N T T 前の町道へ警戒標識、表示灯の設置と。それから黒岩小学校、黒岩郵便局前の町道へ警戒標識、表示灯の設置。これらは、町に関係するところでございます、この内容で既に行わささせていただいております。

通学路の安全対策、これは教育委員会、県等との連携を、これからも十分密にして取り組まなくてはなりませんし、P T A のほうから教育委員会のほうに出されました要望につきましては、毎年度、協議をしまして、実施するように試みております。

それから、24年度の一般会計補正予算、先ほど、議員申されました国の補正予算、防災・安全、社会資本整備交付金でございますが、これにつきまして、補正予算にも計上させていただいております。舗装の補修関係で4路線を計上させていただいております。それから、現在、工事を取りかかっております玉割小橋の上部工工事の一部分、これは補正だけでなく、当初予算でも残りを組ませさせていただいております。

それから、幹線町道の路面正常化調査委託費、随分と町道で路面悪いところもございます。こういったのを専門のほうで調査していただき、計画的に補修改良を実施していこうと。交付金等を活用しながら実施していくために、具体的な計画を立てるものでございます。それから、さらにこの補正活用しまして、長寿命化の計画の委託費を組ませさせていただいております。それと、トンネル調査点検事業委託、こういったのを補正予算で組ませさせていただいております。

今後とも、先ほど申しましたように、PTAの声、教育委員会の声、協議等を踏まえて、25年度予算等で通学路の安全対策に取り組んでいきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

3番（松浦隆起君）

わかりました。そうしましたら、残っているのは7項目ということで、県と警察で、本町の事業主体は全て完了しているということだというふうに思います。

それぞれ、この7カ所について、どの場所かということはまた後で具体的にちょっとお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

もう1点、それでは確認をさせていただきたいと思っております。先ほど、建設課長からもお話をいただきましたように、通学路の安全対策については、この1点だけで終わるということではなくて、継続的に、それぞれが連携をしながら行っていくという点であるというふうに思います。

先ほど申し上げました各箇所については、それぞれ対応していただいているということですが、その対策後、今、19のうち7ですから12が対策を済んでいると。その中で、安全の確保がなされているかどうか、その検証が行われているかという点でございま

す。

冒頭にも申し上げましたが、大事なことは、安全点検の後、対策を進めているかどうかでありまして、対策を進めた後、その対策が功を奏しているかどうか、そういったことを検証することも、一つ大事な点であるというふうに思います。

そこで、一つ例を申し上げますが、先日、数人の町民の方と懇談をする機会がございました。その折りに、ちょうどこの通学路の安全対策に話題が移りまして、町民の方から指摘をされましたのが、佐川小学校前のあの道路であります。昨年、いち早く、安全対策がなされた場所でありまして、しかしその安全対策のために行われた対策が、余り効果がないのではないかというお声でありました。

その対策の一つとして、路側帯のカラー舗装化がなされております。まず、その色が見にくいと、目立たないということでもございました。また、あそこをよく通るその一人の方は、自転車でよく通られているということでもございます。当然、その中で、狭い道路に引かれたあの路側帯の中を、子供たちが一列になって、当然歩いていると。その横を、子供たちの外側に出て自転車で通ると。狭いため自動車にひかれそうになることがたびたびあって、危ない思いをしているということでもございました。

その住民の方々から提案がありましたのは、当然あの状況をみると、道路は広げられない。その道路では、安全対策にも限りがあるのではないかと。その状況の中で、無理な対策をするよりも、通学路の設定自体を考え直したほうがいいのではないかとということでもございました。

佐川小学校のケースで言えば、運動場側から入るような、裏側に通学路を考えてはどうか、と。これについては、具体的に、こういったコースで、それから、昔はここを通っていたと。ここからここだけを、町が少し整備をすれば、通学路として使えるというふうに、具体的な案まで何人かの方から声をいただきました。

私は、これも大事な視点だというふうに思っております。先ほどの検証したかどうか、また、今の点も含めて、少しお考えを、御見解をお伺いをしたいと思います。

教育次長（岩本敏彦君）

お答えいたします。佐川小学校前の対策につきましては、県道佐川長者線でもございまして、県のほうがやられました。拡幅が可能な

い道路について、県下統一的に緑の塗装で、また今回は白線1本分、車道部分に広げることで歩道を少しでも広く取り、児童の通行の安全を高めるように実施をされています。議員御指摘のとおり、現在の小学校前は十分な広さが確保はできているとは言えない状況ですけれども、しかしながら、幅員や交通量の面から、現在の通学路が最適であるというふうには考えております。

今後また、PTAほか学校と協議をし、どのような安全対策がとれるかを検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

3番（松浦隆起君）

対策をされた全体的な検証をされているかどうかというお答えは、ちょっといただいておりませんが、佐川小学校の話が出ましたので、そこだけの御答弁になったかと思いますが、今の通学路、佐川小学校に限れば、その通学路は最適だという判断だという、今、お話がありましたが、実際に使っている町民の方、日頃子供と触れながらそこを通っている、使っている方が最適でないと感じている声があるわけですね。

ですから、最適だと判断しているのは、最適ではないかもわからないわけです。ですから、できれば、しっかりと検証を、それぞれほかの校区に対してもそうですけれども、例えば、今回のケースだと、しっかりと一度検討をしていただいていますね、私も町民の方から、その具体的な案を聞いたときには、確かにそういったルートもいいかもしれないと思うような通学路の案でありました。

例えば、若干時間が少し、5分ぐらい遠回りになるとかいうことであつたとしても、子供の命を守る、それから、ひいては町民全体の命を守る。今、次長言われたように、子供たちの確保するために、路側帯を少し広くとってる。ただ、道幅が一緒ですから、その分外へはみ出るわけですね。その外を通る人たちは。ですから、全体的な安全が確保されているとは言えないというふうに思います。

ですから、先ほど申し上げましたように、限りがありますので、全体的に、前回質問のときにも申し上げましたが、通学路自体の設定、考え方、そのことも今一度、この緊急歩道点検の際にですね、あわせて検討することも、私は必要だと。あの道は最適なので、安全点検で検討しますという今の御答弁は、私の質問に少し答えられてないと思いますので、今一度、御答弁いただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。学校とPTAは、定期的にいろんな話し合いもしております。また、私どもとPTAとも定期的に話し合い等もしておりますので、今、御指摘のあった点も踏まえまして、学校において、まず、御指摘のように、私どもを含めて、どのような効果があったのか、またどのような弊害があるのか、十分改善されていない点は、どこが残っておるのか、そういった点も学校、PTA含めて協議をさせていただきたいと思っておりますし、また、御指摘のように、今のところ、各学校はPTAと話をして、この通学路が適切であるという判断のもとに対応してきておるんですが、今回の対応含めて、今後とも、この通学路で大丈夫なのかどうか、PTAそして関係機関と協議を進めてまいりたい、というふうに考えております。

3番（松浦隆起君）

前回、23年の9月定例会においても、この安全対策についてお伺いしておりますが、そのお伺いをしたときにもですね、PTAの副会長の方から、何年も要望してるけども、なかなか解決しないという要望をいただきました。

ということは、その間、その通学路は最適ではないわけですね。そういった状況が続いているということでもありますので、今、その場所は改善はされましたけれども、ぜひ、この通学路の安全対策については、そういった、日頃から安全点検を行う、そして通学路の設定や、そういったことを見直すルールづくりにも、やはり必要ではないかというふうに思っております。

通学路の状況も、それから子供たちの状況も、日々変わっていくわけですね。ですから、昨年点検をしても、ことしまた春ごろにすれば、また状況が変わっているかもしれない。ですから、常に、そういった点検をできる体制づくりも、ぜひ、お願いをしたいと思います。

まだ、何点か確認をさせていただきたい点も多数あるんですけれども、この後、氏原議員からも通学路の安全対策について、質問があるようでもありますので、残りは、そちらに譲りたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、3点目の質問に移ります。

がん検診へのピロリ菌検査の導入について、お伺いをいたします。

毎年、およそ 12 万人が胃がんを発症し、約 5 万人の方がなくなっておられる。この胃がんは、がんによる死因では、肺がんに次いで 2 位に位置をしております。胃がんによる死亡者数は、およそ 40 年間、横ばいで、政府の胃がん対策は、現在、必ずしも功を奏していると言えない状況でございます。

一昨年 11 月、北海道大学病院長である浅香正博特認教授が「胃がん撲滅計画」、日本から胃がんを撲滅するための具体的戦略というものを提唱し、日本医師会医学賞を受賞され、ヘリコバクター・ピロリ、いわゆるピロリ菌を除菌することにより胃がんを撲滅できるということに対して、大変大きな反響がありました。

約 20 年前の 1993 年に、国際がん研究機関は、胃がんの原因の 1 つがピロリ菌だと結論を出し、医学界の国際的な常識となっておりますが、日本では、一昨年の 2 月に、政府がようやく胃がんとピロリ菌の関係を容認し、その年の 12 月、参議院厚労委員会審議で、政府は、ピロリ菌を除菌により胃がんを予防できるとし、今後、検査、除菌方法を検討するなどの答弁がなされておりました。

このピロリ菌とは、1980 年代に発見された細菌でありまして、胃の粘膜に炎症などを引き起こし、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因になると言われております。日本人のピロリ菌感染者数は、約 3,500 万人にも上るとされておりまして、胃酸の分泌が不十分な幼少時に口から入り、成人後も胃粘膜にとどまり続けると。

また、水道などの衛生影響が不十分だった時代に、幼少期を過ごした世代に感染者が多いということも言われております。

現在、専門家の間では、胃がんの 90% 以上が、このピロリ菌の感染による胃炎が原因と言われておりまして、ピロリ菌を除菌すれば、胃がんの発生を抑止することが可能と言われております。そのためには、まず検査を行い、そしてピロリ菌が発見された場合は除菌が必要となってまいります。

現在、本町において行われている検診の中に、この胃がん検査の中にピロリ菌検査は含まれておりません。ぜひ、このピロリ菌検査を導入をしていただきたいというに思います。この検査を導入する後押しとなる決定が、先月、国においても行われております。

厚生労働省は、2 月 21 日、ピロリ菌感染による慢性胃炎について、除菌治療に用いる複数の薬剤を保険診療の対象に加えることを承認し、同日から適用されております。除菌は、胃酸を抑える薬と

抗生物質を組み合わせ、一週間服用し、除菌が成功すれば、再感染の可能性は低いと言われております。

これまで、このピロリ菌による慢性胃炎の場合、胃潰瘍や十二指腸潰瘍にまで症状が進行しなければ、除菌治療に保険は適用されておりました。そのため、約2万円ほどの費用がかかっておりました。しかし、今後は、内視鏡などで胃炎と確認をされ、呼気検査でピロリ菌の感染が認められれば、保険適用となり、例えば、窓口負担が3割の人は6,000円の支払いで済むことになります。

今回の保険適用拡大により、胃がんの原因そのものを取り除く胃がん予防が大きく前進をするものと期待をできますし、その入り口となるピロリ菌検査が重要となってまいります。町民の命を守るという観点から、ぜひ、導入をしていただきたいというふうに思っております。担当課長のお考えをお伺いをいたします。

健康福祉課長（下川芳樹君）

皆さん、おはようございます。松浦議員の御質問にお答えをいたします。これまで、町が行います特定健診、セット健診においては、限られた保険適用のためか、ピロリ菌の検査を要望される御意見がなく担当課といたしましては、具体的な検討は行っておりませんでした。しかし、ピロリ菌が原因でかかる感染症において、除菌の保険対象が広がることで、胃がんなどの予防につながる可能性があるならば、十分な検討が必要であると考えております。

3番（松浦隆起君）

十分な検討というのは、やるということですか、やらないということですか。

健康福祉課長（下川芳樹君）

25年度においては、既に検診予定や検診内容について、高知県総合保険協会等と調整が進んでおり、新たな検査項目を設ける場合の作業量、それから作業内容の御協力をいただいております在宅スタッフの手配などと合わせて、ピロリ菌の検査、ニーズについても調査を必要としております。

新年度において、このような状況を注視しながら、がん予防の友好な対策の一つといたしまして、実現可能な方向で検討を重ねて行きたいと考えております。

3番（松浦隆起君）

わかりました。そうすれば、26年度から確実に行うけども、25

年度は、状況によって検討次第になるという認識でいいですか。
健康福祉課長（下川芳樹君）

具体的に、住民の皆さんの健康に直接つながる部分、先ほど議員のおっしゃったように、がんの発生率というものも、死亡率というものも非常に当町においても高い数値を示しております。

有効な手段の一つとして、早く実現可能な状況で取り組みたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いをいたします。

3 番（松浦隆起君）

わかりました。ぜひ、早い時期にできるようにお願いをしたいと思います。先ほど申し上げましたように、この胃がんというのは、予防できるがんになってきた、というのは、この、特に除菌の保険適用が決定されて、各医学界の方が言われてることでもありますので、よろしく願いをしたいと思いますというふうに思います。

また、今回は、具体的に内容を通告をしておりますので、答弁はいただきませんが、この従来のがん検診にかわって、ピロリ菌胃がんリスク判定というものを導入する自治体も出てきております。この胃がんリスク判定の検査方法は、採決による血液検査でありまして、胃がんそのものを診断するのではなくて、胃がんになりやすいかどうかをABC診断をすると。胃がん発症リスクの高い人に対しては、ピロリ菌の除菌や定期的な精密検査を進めるというものでございます。

このことについても検討する価値があるのではないかというふうに思っておりますので、できれば、また、次の機会に、具体的に、お聞きをしたいと思いますと思っております。

まずは、このピロリ菌検査の導入について、先ほど課長からも前向きな御答弁をいただきましたので、ぜひ、早期に実現できますようお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、3番松浦隆起君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時59分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

7番氏原義幸君の発言を許します。

7番（氏原義幸君）

7番議員氏原でございます。通告に従い、質問させていただきます。

初めに、きょうで東日本大震災が2年になりました。被災地の1日も早い復興を願っております。そして、亡くなられた方、行方不明の方々に、御冥福をお祈り申し上げます。

2年前、ちょうど休憩中のときでした。テレビをつけますと、ほんとすごい映像が目に映りました。今でも、その映像は目の底から離れていません。

では、本題の質問に移させていただきます。

榎並谷町長の政治姿勢ということで、質問させていただきます。先日の議会の初日、町長は、三期目は出馬しない、との表明をされました。二期、約7年と6カ月、本町の町長として行政を進めてこられました。一期目の出馬のときは、11項目の多くの公約を掲げ、二期目のときには、本格的な公約を掲げないで、一期目の公約の残りを実現させるということで、出馬されてきました。残り6カ月ぐらいになりましたが、現段階で、今までの公約といいますか、町長が町民に表明されたことを、どれぐらい実現できましたかについて、お尋ね申し上げます。

町長（榎並谷哲夫君）

皆さん、おはようございます。先ほど来、お話がありますように、きょうは、ちょうど2年前の、あの東北地方、東日本の大震災の起こった日でございます。2時46分でございますけれども。今、テレビ等で、そのときの状況、そして今のあり方、そうしたものをずっと放映されておりますけれども、いまだに避難者が30万を超える皆さんが、そして原子力発電所の事故で、自分の家へ帰れない、いわゆる避難した人が16万人、そんなニュースが流れておまして、まだまだ2年たっても、あの忌まわしい事故、これが消えてないという状況でございます。私どもとしても、1日も早くもとの姿に帰れるよう、心から念ずる次第でございます。

それでは、氏原議員さんの質問にお答えいたします。

私の、仕事ぶりはどうか、という自己判断をせよという質問でございます。これまでもたびたび申し上げております。最初に佐川町にお世話になるときに、かえって申し上げた公約というのを掲げさせていただいたわけでございますけども。

そのときにも、やはり今、大変厳しい社会情勢の中で、あんまり大風呂敷を広げた形でやっても、なかなか実現は難しいだろうと、そんな基本的な思いで自分の手幅にかなう、あるいは、今の社会情勢にあった中で、町民の方々にどういうことを行っていけば、将来、この町が元気になると、そんなことを考えながら、大きなことは掲げございませんけども、やはりその中では、先ほど来話がありますように、地震の前でございましたけども、やはりインフラの整備をしながら安全な生活のできる、これは防災対策につながるわけでございますけども。

そのほか、いわゆる協働事業の推進、あるいは少子化対策、そして観光振興、さらには新エネルギーの対策、そうしたものを基本的に挙げさせていただいて、皆さんの御協力もいただきながら推進をまいりました。

先だって、開会日にも申し上げましたとおり、この7年ちょっとでございますけども、その間に、自己評価としては6割、これはまあ優等とか、優じゃないわけですけども、いわゆる単位がいただける合格点、60点は、自己評価としてできたんじゃないかと。そんなふうに反省をしながら、なお、7カ月余り、最大の努力をまいりまして、任期を全うしてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

7番（氏原義幸君）

私は、昨年も、町長にこの同じような質問をしてました。そのときの答弁をみますと、100%に近いぐらいというふうな答弁をしておりました。えらい、6割という、大分ダウンしましたけど、それはまあいろいろあつてのことだと思います。

次に、25年度の本町の行政の進め方についてお尋ねいたします。平成25年度の予算も計上されました。町長さんも三期目を出馬しないということでございますので、25年度は全期おるわけではありませんですけども、私の任期中に、ぜひともこの事業を進めてやっていきたい、それとも、これをめどをつけたいという事業があると思いますので、それについてお尋ねいたします。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。先ほど、基本的な成果の判断の中で申し上げましたが、25年度につきましても、これは当初の、いわゆる目標、それを成就するというので、大変厳しい財源の中でございますけれども、25年度の予算を組まさせていただきます、御提言申し上げておるところでございます。まずは、防災対策、そして少子化対策、協働事業推進、さらには観光、そういった面での取り組みでございますけれども、その中でも特に、新エネルギーにつきましては、昨年来、個別の太陽光の補助を出さしていただいて、町民の方々にも大変活用していただいたという実績ございまして、ことしも引き続いて、これをお願いをしているところでございます。

その中で、私が大変ありがたく思ったのは、御案内のように、鷹ノ巣の養豚団地跡、これが、もう既に7年の経過をしながら、まだまだ後の利用が、あの広大な土地の利用ができない状況が続いておりましたけれども、御承知のとおり、政府の電気の固定買取価格制度ができて、えらい民間が大変活発にこの太陽光、特にメガソーラーの設置について大変感心を持っていただきまして、各地でこれが進んでおるといってございまして、本町においても、そういう時期がやってまいりまして、行政報告で申し上げましたけれども、去る2月に協定を結ばしていただいて、間もなく工事が始まるというふうになっておりまして、これは大変私もありがたく思っておるわけでございます。

もう一つは、西佐川駅前下水道の浄水場予定の跡地の利用につきましても、同じような活用ができるということで、大変私も期待をしております。これは、県と協働ということございまして、県と、町と、そして民間との三者で組織を立ち上げて、これを運営していくという形になっておりまして、これは、25年度中には、ほぼ骨子が決まり、予定では26年に入るかもわかりませんが、いち早い活動をお願いをしたいというふうに考えております。

そしてもう一つが、上町の、いわゆる古い町並みの整備と、そして活用、これも、これは大体25年度で重立ったハード面が終了するというふうに予定をしております、あとは、お願いをしております観光協会の設立等、これ踏まえて、ソフト面で活用しながら、一気に、私は観光協会をどっどっというふうには、なかなか難しいと思いますけれども、やはり、佐川のよさ、歴史的な背景を武器にした

息の長い状況で、観光振興につながっていったらいいかなあというに思っておりまして、これにもぜひ力を入れてまいりたいというに考えております。

そして、もう一つ。だんだんと人口も減ってまいります。私が担当させていただいた8年、7年でございますけれども、確実に年間100人、人口が減ってるという状況で、現在の人口、これは1万3,900人余りということになっておりまして、私の就任したときには、1万4,600の人口がございました。これは、単に、私たちの町だけじゃなくて、これは日本人全体の状況であるわけでございますけれども、それでも、人口が減っているという状況の中で、いわゆる県が取り組んで、これから強化をしていくという移住対策、このことにもこれから取り組んでいけたらなあ、これも非常に大変厳しゅうございますけれども、その一端もことしの予算で、一部計上させていただいておるところで、これも、時間がかかる、長い時間がかかると思っておりますけれども、やはり、これから始めるということが大事かなということでございます。

先だって、高知県知事の挨拶の中でも、とにかく定年退職者でもいいと。とにかくふるさとへ帰って来ていただきたい。UターンでもIターンでも。そんなお話がございましたけれども、やはり人口が減っていくということは、これはもうほんとに私たち行政が司る上では、非常に大きなマイナスになりますんで、こういった面でも取り組んでいってまいりたいというふうに考えております。

これが、上町の、いわゆる歴まち法に基づく整備、そして今後の活用、そうしたものにぜひ期待を申し上げたいし、私も10月の末で任期を終わるわけでございますけれども、行政というのは、これは、その人が終わって終わるもんじゃなくて、継続性があるものでございますから、ぜひ、そういった意味で、次の代にも、こうしたことで、佐川のよさを生かしながら、そしてできるだけ町民の方々には負担をかけないような形で、行政を進めていっていただいたらいいかなあということでございます。

そしてもう一つ。いわゆる地域の活性化、防災対策、これ、つながるわけでございますけれども、いわゆる県が強力に進めております住民センター、住民活動センターと。こういうのを尾川の人たちが大変協力いただきまして、25年度には立ち上げるということで、今、県下で6カ所くらい活動しているというに聞いておりますけれども。

これは、これからの運営が大変難しゅうございます。高齢化が進む中で地域を支える人も少ない、という状況でございますけども、それでもやっぱり地域の人たちが自分たちでこの地域を守っていこう、そして活性化もしていこう、そして若い人にも、帰って来て生活のできるような、そんな思いが今、その活性化センターの中で芽生えてきておりまして、この中では、単にそこで集って話し合うだけじゃなくて、ものづくりから、そしてできたら商売まで、というような幅広い活動センターでございまして、25年度には、この場も活用していきたいなあというに思っております。

そして、その中では、防災に関連しますけども、防災ヘリ、臨時のヘリの離着陸場も完成いたしましたして、これも、先だって、もう既に活動したというに聞いておりまして、こうしたことも地域の活性化につながるということで、私もぜひ、今後進めてまいりたいというに思っております。

そして、ちょっと話が前後いたしますけども、新エネルギー。これは、東日本のあの震災、これ大変、電気のエネルギーの問題が沸騰しております。昨日も、各地で原子力反対の運動が展開されておりますけども、やはり日本の場合は、エネルギーというのは、これはもう輸入のエネルギーに限っておりますして、できたら、できるだけ自然のエネルギーということをおっしゃる方が考えておりますけども、これ、時間はかかるとは思いますけど、一つ一つ成就していきたいということで、先ほど申し上げました、佐川ではどうも風力はちょっと厳しいようでございまして、太陽光をできるだけ広めていきたいと。

そんな中で、25年度の予算の中に、役場の庁舎の、これ1階部分でございまして、木質バイオマス、ペレットを燃料とした冷暖房を予定してございまして、若干予算もかかりますけども県の補助も一部いただいて、こうしたことを、これは電気料に換算いたしますと微々たるものかもわかりませんが、やはり自分たちが、やっぱり将来へ向けて、自然のエネルギーを活用していこうという、そういう町民の皆さんにも意識付けできるような、そんなことを考えながらやらしていただきたいというに考えております。

そうした思いで、残る7カ月余りを精いっぱい職員ともども頑張らさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。以上です。

7 番（氏原義幸君）

どうもありがとうございました。今、町長が言われましたように残り7カ月でございますので、本町の行政を思う存分に進めていただきたいと思います。

続きまして、通学路の安全対策ということですが、松浦議員と同じ質問で、ちょっと一緒になる点もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

全国では、集団登下校時に悲惨な交通事故が増えております。本町でも、通学路に危険なところはないのか。松浦さんは、大体小学校対象に言われましたので、中学校も佐川トンネルが工事も始まるし、そして先日12月の議会の後ですが、高北病院から東向いていく道路の通学路のポールが壊れているので、直してくださいという要望がありまして、早速に、あれも改善されました。

今度、県では、25年度予算で、通学路交付金を12億円ぐらい出すそうです。県下全域の通学路の安全対策をすることで、約3年から5年かけまして80%、残りの20%は何かといいますと、これは土地の買収とか、いろいろその他のあって、いかないそうでございます。

本町では、先ほど松浦さんが言われましたので、余り何ですけれども、中学校の通学路を通ることがあると思いますが、その安全対策は十分できていますか、答弁をお願いします。

教育次長（岩本敏彦君）

お答えいたします。近年、佐川中学校が移転がありまして、新たな要望が上がってございました。この3年で、随分と解消されております。

まず、佐川中学校の駐輪場前の町道までの道の拡幅、転倒防止柵、児童遊園までの管理道部分、歩道の舗装。また周辺の街灯などの増設。横断歩道の設置等を済ませ、現在、駐輪場の下側の改修工事を行っており、これで学校周辺の要望のあった対策箇所は、ほぼ実施ができました。

そのほかに、対策箇所といいますと、上郷のローソンのところの信号を設置とか、そういった要望が上がっておりますけれども、佐川中学校においては、ほとんどが大体国道、それから公安のやるべき内容がほとんどでございます。そして尾川中学校におかれましては、ことし、側溝ぶたの破損の修理要望が1件上がっておりますが、

今回の小学校の通学路緊急点検にも上がっており、対応がなされるようになっております。黒岩中学校からは、特に要望は上がりませんでした。結構、対策が進んできておりまして、尾川、黒岩については、余り上がってこない状況となっております。以上でございます。

7 番（氏原義幸君）

わかりました。尾川、黒岩では、大体小学校、中学校が近くでありますので、大体、小学校の安全対策をすると中学校も併用なされるので、要望は余りないかと思われまます。

次に、前から通学路に対して防犯灯の要望も時々上がってきておりますが、本町では、その防犯灯の設置は十分にできているでしょうか。これからは、日もだんだん延びてきまして、下校時に、割と明るいときに帰るようになってこられると思いますけど、冬場は、まっ暗いときに、夜、遅く学生が自転車で帰られています。その防犯灯の設置について、十分な設置はできていますでしょうか。答弁をお願いします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。通学路防犯灯についての御質問であります。この通学路防犯灯につきましては、佐川中学校の移転に伴いまして、平成 23 年度に、斗賀野地区の J R 線路沿いの町道に 7 基設置いたしております。

それからまた、平成 24 年度に、斗賀野西組の県道本郷斗賀野停車場線に、これは四国電力から 5 灯寄贈をいただきまして、それを設置しております。なお、これらの電気代等、維持管理費は町で支出をしております。なおそれで十分であるかどうかという点について御質問ですが、その他ですね、防犯灯が必要であるというような、直接的なまだ要望としては上がっておりませんが、それは今後また上がれば、検討していきたいというに思っております。以上です。

7 番（氏原義幸君）

わかりました。防犯灯の要望があれば、早速設置するようにしていただきたいと思っております。

次に、富士見町から尾川の岡崎を通過して 494 に出る前の町道ですかね、あこの出口に、一旦停止の白線とか、前側にカーブミラーを、あこを出るときに、右からの分は割と見通しがええですけど、左側の分はちょっとカーブになって車が来ますので、ちょっと危険で

はないかと思われています。あこも、学生が自転車で通学していますので、一旦停止の線とカーブミラーの設置はできないでしょうか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。今、御指摘の岡崎地区の旧県道長者佐川線と国道 494 の交差点付近につきましては、以前より柏原部落、それから室原部落、それから、これは尾川地区全体ですけど、その部落長さんより一旦停止による交通規制の要望があっておりまして、23 年度から佐川警察署を通じまして県本部のほうに再三上申をしているところでございます。それで、この 3 月 13 日に、県本部が現地確認に来られるということでした、その際には、佐川警察署とか県の越知土木、そして町からは産業建設課と総務課が立ち会うことになっております。

カーブミラーの設置につきましては、いわゆる公安による交通規制ですね。このいかに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

7 番（氏原義幸君）

わかりました。カーブミラーについては、現地を確認するとき、やはりあったら必要と思われれば、要望していただきたいと思えます。

次に、農業問題でございます。これはいくつかあります。まず、西組の岩井口前の水田に、冬期に湛水する事業でございますが、この事業は、冬期に、水田に水をためて、水田の雑草枯らし、農薬の使用の回数を減らし環境に優しい農業で、まあ言うたら、ブランド米みたいな感じでお米を少しでも高く売るといような事業ではないかと思われましても、この周辺の農地に水漏れが発生いたしまして、周辺の農家の方が、ちょっと被害の出ているような話も聞いていますが、町は把握していますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。これは、平成 24 年度に、西組集落で行った事業でございますが、議員言われましたとおり、これは、環境保全型農業直接支払対策の冬期湛水管理事業というものでございます。

事業内容は、言われたとおり減農薬による水稻栽培、エコファーマーの認定、冬期間の 2 カ月以上の水田に水をためるということで、これは、ニラ農家からそういうお話もありまして、現地確認、また

関係の農家、それと湛水者等、現地確認等をさしていただいたところでございます。

7 番（氏原義幸君）

私は、この事業に反対するわけでもありませんけど、お互い農家ですので、やはり周辺に迷惑をかけないように、町が徹底した指導をしていただけたらと思います。

この冬期湛水というのは、全国でも最近はやってしまして、兵庫県でも特別栽培米、冬期湛水でコシヒカリを水田の生き物を守るとか、そういう耕運にしまして、ブランド米で高く売するような事業も全国的に展開されていますので、その事業そのものはええことだと思いますけれども、やはり周辺の方に迷惑をかけないように管理を徹底していただきたいと思います。

ただこれは、今までは、田植え時には、それほど問題なかった。というのは、田植えのときは、田んぼを十分に代かきまして、あぜも十分に塗って、下に水が漏れないようにするので、今まではそんなに周囲に水がたまって被害がなかったけれども、今回は、ただ1回たたただけで水をためて、畦もそんなにきれいに塗らずにやったら、初めての事業でしたんで、そのやった農家の方もそれほど思ってなかったようでございますんで、今後そういう事業を行う場合には、やはり徹底した指導をしていただきまして、周辺の方に迷惑をかけないようによろしくお願いします。

我々も、同じ農家です。共同防除を何十年もやってます。ところが、周辺にニラがたくさんありますので、ニラと稲と、登録されていない農薬でないと、万が一ニラに飛散した場合、迷惑をかけるので、同じ薬をずーっと使っています。しかし、最近、その薬も抵抗性ができて効かなくなってるようですけれども、かといって、ニラに効く薬でニラの登録のない薬を使って迷惑をかけたらいきませんので、我々もお互いに協力してもらってそういうことをしていますので、ぜひとも事業をするにおきましても、周辺に迷惑をかけないようによろしくお願いします。

次に、耕作地の貸し借りについて、でございます。最近、町外からの人たちが本町に来て、農地で生姜など栽培をしている土地が多く見えだしました。そういう人たちに、貸し主と借り主のトラブルとかいうのは起きていませんか。

農業委員会事務局長（氏原謙君）

皆さん、おはようございます。氏原議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、佐川町では、農業経営基盤強化促進法に基づき、利用権の設定を受ける者と土地の所有者との間で利用権の設定を行い、安定的な農業経営が図られるよう努めておりますが、今、議員が言われましたような事例は、事務局のほうには届いておりません。以上でございます。

7 番（氏原義幸君）

町外から来て、本町の農地を栽培、生姜など、耕作放棄地などの山のところとか平地でも、私たちの地域でも長いこと草ぼうぼうになったところを耕作して生姜をつくってくれています。大変ありがたいことでございますけれども、ちょっと見かけるところによると、生姜は山地とか高台でつくるときは問題ありませんけれども、平地で水田と稲との隣り合わせとか、稲が上にあるところでは、ニラと同じ、今言いましたように水漏れがきまして、生姜も病気が起こります。そのために、隣との境界のところを幅 50 センチぐらい、深さ 5、60 センチ、重機で掘って水が入らない、病気が来ないようにしております。

ところが、それはそれでいいですけれども、今度、生姜がつくらずに、地主に返されるときに、そのまま簡単に、ずらずらと土を返してもどしてもろてならしてもらったときに、大型コンバイン、コンバインが、秋ですのもっと被害がないと思いますけれど、乗トラとか、田植機がごっぼり傾いたり、入ったりして、大変危険になる恐れがあります。

事実、私の知り合いの方が、生姜に借っちょりまして、それほど深く掘ってないき大丈夫だろうと思って入っていったところが、ごっぼりいけこんで大変なことになったようでございます。

そのためにも、やはり農業委員会としては、貸し借りの契約の書類が提出された場合に、十分に、返還されるときに、その土地、もし掘ったりしていたところがあれば十分にそこを固めて、安全な方向、もとのように返してもらわないと、高齢者の方とかが、乗トラとか田植機をにえこましたら、大変なことになりますので、そんな場合、徹底的な、農家に、貸すほうに対しまして、指導をしていただきたいと思っております。

ただ、生姜畑が全部そんな深く掘るか、というわけではありませ

ん。山とか高いところにあるときは、全然そんなことはないですけど、平地とか稲のほう为上にある場合に、そんなに深く掘ってるところを見かけますので、もし、今後、高齢化になりまして、ますますそんなところがあって、耕作放棄地にするよりは、そんな方々につくってもらうのは大変結構でございますので、十分に指導をしていていただきたいと思います。以上です。

次に、鳥獣被害対策費について、でございますが、近年、全国的に鳥獣被害が増大しています。被害が増大している本町の 25 年度予算は、24 年度より大幅に増やされて大変結構でございますが、国でも、2012 年の補正予算で鳥獣被害対策を受けまして、3 年間で 129 億円を計上いたしまして、3 年間に集中して対策をされるということで、各都道府県の配分をするようです。

高知県でも 5 団体がその対応において会を開いております。そのために、各市町村に、鳥獣対策の緊急策定更新を呼びかけるようでございますので、本町に対しまして、そういう報告は来ていますでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

有害鳥獣の関係でございますが、県内の山間部なんか、特にこの鹿の被害が非常に大きくなってございます。当町には、鹿が出没したというのは聞いてございません。また一方、猿の被害というのがなかなか大きくなっておるようです。町内では、目撃情報がありましたが、猿の直接の被害というのは、現在のところございません。佐川町で出ておるのは、イノシシの被害というのが非常に多ございます。

こういった国の取り組みをもとに、佐川町では、鳥獣被害防止計画というものを計画変更しまして、1 月の 28 日に県の同意が得られて、これにより 25 年度有害鳥獣の駆除等の業務に取りかかろうとしております。

7 番（氏原義幸君）

これから、ますますそういう被害が増えてくると思いますので、しっかりとした対策をお願いしたいと思います。

本町では、夢甘栗を栽培される方が大変多くおられますけれども、だんだんイノシシの被害が出ているようでございます。イノシシは、ただ、下の実をちぎって食べるぐらいならええけれども、立てって、木をばっさり折り倒して栗を食べるそうですので、大変な被害にな

るそうです。そして電木もやっているそうですけれども、線へ草などが引っかかると、漏電いたしまして効果がなくなるので、管理も大変なようでございます。国からの大幅な増額がこられると思いますので、いろんなやり方があると思いますので、その鳥獣被害対策をよろしく願います。

次でございますが、農業関係の補助事業について、でございます。農業関係の補助につきましても、大変、レンタル事業とか、新規就農者支援の多くの事業がありまして、我々農家は助かっているところでございますが、県でも結構、25年度予算で産業振興費を大幅に組まれておるようでございますが、産業振興は農業に限りませんので、何か、目新しい事業などがあれば、と思っておりますがどうですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。前でしたか、一般質問でもいただいておりますが、国の政策に基づいて「人・農地プラン」というのを作成するというような答弁もさしていただいたとき、ございましたが、現在、町内では、3カ所で、このたび「人・農地プラン」の認定がされております。

そこでは、若い就農者等がございまして、来年度予算としまして、新規就農関係の予算を大幅に拡大しまして、2,910万円というような予算を組まさせていただきます。これは、現在のところ、もう一つ、町内で作成がされておりますので、来年度になれば、4カ所の「人・農地プラン」ができろうかと思っております。

また、レンタルハウス事業では、3カ所で4千万余りの予算も組まさせていただきます。こういったところが主な事業ではございますが、鳥獣被害対策、また個別の町単独事業等を活用しながら、農業振興のほうに一層努めていきたいというふうに思っております。

7番（氏原義幸君）

補助、補助ばかり言ってもいきませんけれども、やはりそういうあれは農家は助かりますので、今後ともよろしく願います。

今度、ニラ農家が2軒ほど、ニラのそぐり機というものを導入いたしました。これは450万円かかるそうですが、大変、やってる方には好評で、まず、同じ人数でも1.5倍の作業ができるということでございまして、大変よく、これから導入する方が、広大な面積をやってる方は、人手不足になりますので、これからまだ何台かは導

入されるかと思えますけれども、これに対する何か補助事業などがあれば、農家の方も助かりますが、やはりこれは個人的なものですので、事業、補助事業はないかと思われませんが、どうでしょうか。
産業建設課長（渡辺公平君）

この御質問も、前回でしたか、御質問いただきました。ニラのそぐり機でございます。ニラは、先ほど言いましたレンタルハウス関係でも、来年度2軒が予定されておるし、面積の拡張、新規就農者、極めて順調な有望ある町の基幹作物でございます。

この一つの大きな課題というのが、そぐり手不足。新規に参入するにしても、なかなかそぐり手がいなく、町外のほうまで持って行かんと対応できんとかいうこともあるし、また、一定の経営が整ってきて、さらに余力が出てきたので、規模拡大を図っていきたいという農家が随分おりますが、これもそぐり手不足に悩んでおるのが実態です。

前回、御質問いただき、そのとき私も、その機器について、ちょっと調査しましたが、すぐに導入できるようなものにはならぬでないか、というように思うておりましたが、それが、急激に改良されて、もう既に、議員おっしゃるとおり1軒の農家には、もう導入され、もう1軒には、もう近々導入するというところでございます。

これは、新規参入者とか、あるいは、規模拡大をいける方に、これが導入できれば、特に、新規参入者、なかなか資金的な余力がない中で参入していくわけですので、これを何とか手助けできる方法はないろうかということで、先般からJAの担当職員、担当課、それとニラ生産部会なんかともお話しさせていただいております。

これはまあ、導入する方法としましては、言われたとおり、個人へ直接ということにはあってはいきません。個人投資には補助はおりませんので、農協なんかが事業主体で導入して、その機器をレンタルしていくとかいう方法が、ひとつ考えられます。そういった場合には、県の補助事業もあるようですので、こういった方法で取り組めないか、事業主体になる農協のほうが、今協議をしておるところでございます。

こういったところが、農協自身で整うてくれば、事業としての可能性がありますので、県のほうへも本格的に協議に入れるようになると思えます。ちょっと話長うなりましたが、現在のところは、そういった協議に取り組み、補助事業の導入へ向けて模索しておる段

階でございます。

7 番（氏原義幸君）

わかりました。これは個人的ながへ、補助というのはなかなか難しいと思います。けんど、私たちは、昔、本町に農業振興基金という事業がありまして、私たちの時代、これで大変に助かった経緯があります。新規就農とか、そういう方々は、大変この事業に対処されるかと思いますが、今、課長が言われたとおり、農協が借って、レンタルに貸して、多くの方が利用されるようになれば、大変結構でございます。

ただ、農家の方が言いますのに、確かに、そぐり手がなくなって機械が導入されれば楽になる、楽というか、できる、けれども、今年からニラの規格が 10 センチ長くなったようです。構んなったです。冬場は、ニラは伸びませんので、それほど構いませんけんど、春先になって、規格が 10 センチ伸びたために、今まで、そぐりが間に合わなくて枯らしていた部分が、そぐりが回転が速くなって、出てくるということになりますと、やはりちょっと単価が下がりはいしないかという懸念もされるというような話もしていました。全部全てがよしというわけではないかも知れませんが、ニラのたぐりの人手不足の解消には、大変に役に立つと思います。

この 1 年、2 年を見てみたら、大体わかるという、ニラの方が言っていました。大体、楽なものができる、と大量に出荷されると、農産物は大量に出れば安くなる、とそれが相場でございますので、大変、痛しかゆしなこともありますけれども、やはり広い面積をやる方は、冬場でも大変なようでございますので、この機械はニラの農家にとっては、画期的な機械ではないかと思われま。

最後に、今、農業問題には、一番最重要課題は T P P の問題でございます。全国沖縄から北海道まで、農家がこぞって反対運動が起きています。本町に、あれは 2 月の終わりでしたか、県議会の方が見えられまして、町長さん、私、藤原議員、徳弘議員さんが、国に対する要望書を国に出すので、ということで来庁されました。

そのときには、この国道とか佐川の、いろいろ会の 9 つの会がありますが、要望書あります。そのときに私は、一農家として絶対に T P P の参加だけは国に言って阻止するようお願いをいたしたところでございます。

いろいろ全国、農協、J A が、こぞってこれは反対運動されてい

ます。我々農家にとっても、大変なことでございます。今は、林業がこれほど疲弊したのは、何十年か前か、木材の関税撤廃で、どんどん安い木材が輸入されまして、今の現在、ほとんど安い外材で家をつくるようになりましたので、日本の木が使われなくなって、今の現在になっています。このT P P問題については、坂本議員さんが質問されますので、町長には答弁を求めません。我々としては、ぜひ、このT P Pは、絶対阻止したいと思っています。

これで、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、7番氏原義幸君の一般質問を終わります。

引き続き、1番森正彦君の発言を許します。

1番（森正彦君）

1番議員の森でございます。2年前の3月11日、東日本を襲った大震災と大津波は、死者、行方不明合わせて2万811人にも上り、さらに、現在も避難生活を余儀なくされている方は、3万1,500人。これほどの方が避難生活を余儀なくされておる状況であります。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、また、いまだ不自由な避難生活を強いられている方、あるいは原発事故で住み慣れた町へ帰りたくても帰れない方のことを思うと、大変心が痛み、御見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復興を願うものであります。

東日本の被災地を思うたびに、私たちの佐川町は、津波の心配もなく、安心して普通の生活ができていることに感謝するとともに、私たちは、町民のために、さらに安全・安心な住みよいまちづくりに邁進しなければならないと思うところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

町長は、先頃、引退を表明されました。この2期の榎並谷町政で、町長は、自分自身が育ったふるさと佐川を、どんな町にしたかったのか、そして、佐川町の独自性、佐川町らしさを目指した町は、あるいは榎並谷町長らしさは何なのか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

町長（榎並谷哲夫君）

森議員さんの御質問にお答えをいたします。先ほど来、大変、7年間、7年数ヶ月大変お世話かけまして、議員の皆さんにも、いろいろと御指導もいただきながらここまでやってこれた、感謝申し上げます。

約8年前に、私が、佐川町、ふるさとへ帰ってこられた、このことについては、大変、私も感謝を申し上げたいし、そのふるさと佐川のために何ができるかということ当初、大変熱い思いで、語ってまいってきておるのも事実でございます。

その中で、先ほどにも氏原議員さんの質問で申し上げましたけども、なかなか今のこの社会情勢の中で、あるいは町の財政の中で、今までのようななかなか大風呂敷を広げたような形というのは、なかなか難しかろうという思いは、当初からございました。

その中で、何ができるかということ考えたときに、これは、やはり今佐川町として町民が、皆さんが、少なくとも満足度が100%いかなくても、ある程度間満足できるような地域で生活ができる、このことを目標にさせていただいたわけでございますけども、その中で、一番、当初8年前に考えたのが、やはりこの議会でもいろいろ御批判もいただいておりますけども、町民の方々の協働参加をしていただき、自分たちで、この町を守っていくという気持ちをぜひ持っていただきたいなあということも、大きな思いでございました。それが、8年の中で、どれだけ皆さんに浸透したかどうかというのは、私もなかなかやっぱり評価しにくうございますけども、その中でもやはり、東北の地震を契機に、やっぱり自分たちの地域は自分たちで守ろうということで、自主防災組織というのを、これは県の指導もいろいろございましたけども、これが、ある程度理解されてきたかなあというふうに思っております。

佐川町は、御案内のように、先ほどもお話がありましたけども、昭和の21年のあの南海地震のとき、これは大変大きな揺れでございましたけども、さして被害がなく、そしてなお、津波という被害、これはもう今後想定されないわけでございます、そういった意味では、やはり町民の方々は、佐川町は安全だというような思いがずーっとやっぱり、この67年間あったんじゃないかというふうに思っておりますけども、やはり、これ災害というのは、やはり、いつ、どんな形でやってくるかわからないということ、これを教えられたのが、あの東北の地震じゃないかなあというふうに思っております。

そういうことで、まず、町の人々に、やっぱり自分たちの町を守っていこうということ意識していただきたいなあというのが、大きな私の思いでございました。

そしてもう一つは、やはり行政でございますから、やっぱり健康

もちろん、そして人づくりも、そして産業おこしも、これは行政でできること、これはもう責任でございますから、そういった面で、教育の振興、これは先ほど来、議論もありますけども、子供たちに安心して学んでいただける、そしてできるだけレベルの高いものということで、学校の耐震化、これはほぼ 25 年度で終わるわけでございますけども、その中で細かいところでございますけども、施設の整備も、先ほど教育長から 27 年度までには、学校施設は完全なものにしたいということで取り組んできておりまして、これは教育の、まず進歩でございます。

御案内のように、佐川町は、400 年の歴史の中で、文教のまちと言われる地域でございます、これは実際に、この地域から輩出した多くの先人たちの実績を見れば、そのことが裏付けられてきておりまして、このことは、やっぱり町内外に、私たち自慢をできる、そして誇れるものじゃないかということで、こうしたことをもう一度意識をしてもらいたいという思いもございまして、これは産業振興、これは観光とも絡みますけども、上町の古い町並みを、これを、先人が残したものを大事にしていこうということで、これで行き組ませていただいた、こういうこともございます。

そして、もちろん産業おこしでございますけども、佐川町は御案内のように、これは、中山間地域の中でも林業には重きは、過去、かつて置いてなかったわけでございますけども、やはり田畑、米を中心にした、いわゆる農業地域でございます、それが今、御案内のような、お米がだんだん悪くなったということで大変でございますけども。先ほど来議論がありますように、施設園芸、特にニラ、あるいは果物の梨と、そういったものが、この地域では大変、皆さんの努力によって興っておるといような状況でございます、これは一つは、農業振興。これから新しい農業を迎えるに当たり、あるいは後継者をつくるに当たり、いろいろな施策がございまして、なかなかそれが、目に見えた効果は見えてないわけでございますけども、こういったことにも地道な取り組みを行政としても取り組んでいかなければならないんじゃないかなあというふうに思っております。

そして、もう 1 点、観光振興。これは産業振興の一環でございますけども、佐川町、これ高知から 28 キロ、時間にして車で 1 時間足らずくらい。そして鉄道。JR の土讃線が走っておりまして、大

変交通の便では、そんなにほかのところとは悪くはございませんけども、そういったことが若干中途半端になりまして、いろいろな観光施設が、そんな多くないですけども、文化的になるものがありながら、なかなか人に寄ってもらえないという状況、ございます。

そして、もう一つ、観光振興に欠かせなかった各地にございます観光協会、これが、例えば越知のあたりも、その観光協会、大変活用していろいろなことをやっておりますけども、佐川町にはそういう組織が、残念ながらなかったということがございます。そんな中で、町の外の人たちから、佐川町には、行ったらどこへ行ったらいい、あるいは、どこで何が食べれる、そういった案内一つもないという声をたびたび聞かされておりました、そういうことも踏まえて、私がこの就任した当初から、観光協会のいわゆる再現、復元、そういったことを思いをはせながらやってまいりまして、この25年度にそのスタートができるんじゃないかということで、その予算計上をさしていただいておりますので、このあたりも、議員の皆さんにも十分御議論いただき、賛同もいただきたいなあという思っておるわけでございます。

そういう歴史と文化の、非常に、町外の皆さんからは、いい町だなあと言われながら、実際に、私たちが、実際ここで住んで、ほんとに、町民の皆さんがほんとに満足していただけるかどうかというのは、これは大きな課題でございまして、まず、自分たちから、佐川町を住みやすい、そして、住みやすいというか、ほんとに自分たちの町を愛するような気持ちを育てていきながら、それを町内外にぜひPRをしながら、少なくとも平和で、高齢化が進んで、あるいは少子化が進んで大変な状況にはなりませんけども、佐川に住んでよかったなあというような、そんな町にしたいということで、頑張っ

てまいりました。その成果は先ほど、氏原議員の質問の中で、自己評価で60点というふうにやらしていただきましたけども、議員の皆さんは、そんなこと、それほどにやっちゃあせんというお考えもあるかもわかりませんが、そんな思いで、この7年余りを過ごさせていただきました。

なお、先ほど、氏原議員にも申し上げましたけども、あと7カ月余りを精いっぱい皆さんと一緒に頑張っ

1 番（森正彦君）

この、約7年間でですね「住みよい、住みたい、文教のまち」これを目指して頑張ってきてくださったということでございます。その成果が60%というふうにおっしゃってございますが、あとの40%、これをもっと押し進めたかったなあというところもあるんじゃないかと思いますが、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。それは当然、やはりこうした責任あるポジションをいただいて、それを目標を達成するというのは、これはもう大きな責任であるというに思っておるわけでございますけども。

いろいろ諸般の事情がございまして、引き続いてということではできないという判断をさせていただいて、先ほど申し上げましたが、行政というものは、やっぱり、ずっと連続性のあるというものでございまして、ぜひ、残り、私の40%を引き継いでいただけるような、あと指導者が生まれてきていただいたらいいかなあというには思っております。

ただ、これは、それぞれ私が、町へ帰らしていただいたときも、それなりの私なりの考え方で、町民の皆さんに発信しながら御理解もいただいたという経緯がございますから、これを100%私の思いを100%つないでいってくれというのは、なかなか私も言いにくうございますけども、でき得れば、残りの40%を成就さしていただくような次の方が生まれたらいいなあという、そんな正直な思いがいたしますけども、これはこれでやっぱり継続性があるとはいえ、やっぱりそれなりの考え方の方が引き継いでいただけるもんというに思っております。

私、7年、これ8年全うするわけでございますけども、このまま順調にいった場合には。大変、私は議員の皆さんにも町民の皆さんにも感謝申し上げたいと思います。というのは、若干、私事ですけども、人々が大体引退をする時期に帰らしていただいたと、これは年齢的なものでございますけども。68歳のときに帰らせていただいた。そういう経過がございまして、そういった面では、非常に高齢に近いものを快く受け入れていただいた町民の皆さんには、大変な、感謝申し上げなければならないということで、私はこの7年余り、この8年になるわけですけども、私なりの努力はさしていただいたというに思っております。

その間にも、いろいろ御批判もいただいたことも、これはまあ多々あるわけがございますけども、私なりに努力はさせていただいたと。そして、残る7カ月余りも精いっぱい努力させていただきたいと、そんな思いで今、答弁をさせていただいております。よろしくをお願いします。

1 番（森正彦君）

残りの40%は、次の人が引き継いでくれたらというようなことで、具体的な、これを、というようなことはございませんでした。

私の目から見せていただいたらですね、町長の特長的な、特徴的なものにつきましたね、特に、上町の整備による観光行政の推進とか、交流人口の拡大、そういったものに、かなりの重きを置いていたんじゃないかというふうにうつりますが、この上町の整備、先ほども出てきましたが、そういったことが榎並谷町長の一つの大きな特徴だったと思います。

この上町の歴史的風致維持向上計画、この計画以来、佐川町にですね、25年度を含めた合計の事業費はどれぐらいであるか、これは総務課長にお伺いしたいと思います。また、その中でですね、町負担はどれぐらいであったか、お伺いしたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。ちょっと私の手元の資料の、ちょっと字がかなり細かいもので、なかなか見にくいですが。まずですね、平成20年度から行っておりますが、平成20年度行った、まず事業について、まず合計から申し上げますと、計が6,496万1,000円。これは平成20年度です。そのうち国補助が2,894万。町費が3,602万1,000円でありました。その事業内容ですが、佐川文庫庫舎移築事業があります。それから上町景観改善事業、これは旧野口の商店の撤去と、そこに小公園を設置したものであります。

それから、平成21年度ですが、計が220万150円。うち、国補助が90万。うち、町費が130万150円です。行った内容が、牧野公園の整備事業、それから佐川文庫庫舎の活用事業として、これは主にソフト事業、パンフレットとかホームページとか、そういうものに費やしたものです。

それから、平成22年度。合計が7,672万、これから細かい数字はもう、ちょっと省略いたしまして、7,672万余りです。国補助が2,458万、町費が5,214万余りです。行った事業ですが、浜口邸買

取整備事業、それから牧野公園の整備事業、それから町の駅活性化事業、これはまあNPOくろがねの法人のソフト事業が主なものになります。それからJR客車の移設整備事業に伴います用地取得です。

それから、23年度が、合計が3,003万余りです。うち、国補助が401万余り。町費が2,601万余りです。それで、行った事業ですが、これは牧野公園整備事業。それから、これもソフト事業になりますが、イベント等の、いわゆる歴史的風致維持向上計画の協議会というのがありますが、その協議会の活動、イベント等の開催についてです。それからあと、名教館移設事業の用地取得です。

それから、平成24年度が、1億466万余り。うち、国補助が4,459万余り。それから、この年から県費をいただいております、県費が1,882万余り。そして町費が4,124万余りです。行った事業が、浜口邸、それから牧野生家の設計監理関係。それから、浜口邸の整備改修事業、それから牧野生家の新築事業、それから、牧野公園の整備の委託事業、それから牧野公園の整備事業。そして、協議会のソフト、パンフレット等とか視察研修等の事業。

そして25年度。これはまだ行っておりませんが、25年度の予定としましては8,920万が合計です。うち、国補助が610万、それから県費が3,750万、そして町費が4,560万。で、行う予定が、牧野公園の整備、それから牧野公園の遊歩道の関係の整備、それから標識の整備、そして協議会の活動に関するソフト事業。そして名教館の移築整備ということになっております。以上です。

あとですね、申しわけありません。これは25年度で、一応あれなんです、これはどうなるかまだ未定であります、JR客車ですね、客車が26年度ということであればですね、この分が、3,000万が合計。そして県が1,500万、町費が1,500万と。

それらの全ての、今申し上げました総合計が、総合計が3億9,779万余り。そのうち、国費が1億913万余り。県費が7,132万余り。町費が2億1,733万余りということです。以上です。

1番（森正彦君）

総額約4億円。町費にいたしましても2億1,733万という大変多くの資金が投入されていますが、これが、町民のために生かされなければならないということだと思います。その計画は、活用の計画はできているのでしょうか、総務課長お願いします。

総務課長（岡林護君）

もちろん、活用の計画はですね、歴史的風致維持向上計画という計画がですね、一番基本になりますんで、その基本に基づいて各種計画について定めております。

ただ、先ほど申し上げました中で、名教館とですね、名教館の移築事業と、それからJR客車ですか、これについては歴史的風致維持向上計画のメニューには、当初は入ってませんでしたけど、これは県補助等を組み合わせてですね、実施できる方向で行ってきたということです。

それからまた、その後のいろんな計画の審議は、歴史的風致維持向上計画の協議会の中で、いろいろと審議をいただいたということです。以上でございます。

1 番（森正彦君）

その今後の活用の計画については、佐川町歴史的風致維持向上計画でということですが。この計画はですね、風致の維持向上計画であってですね、活用、後どうのように活用していくかという計画は、多分この計画にはないと思われませんが、そうじゃないですかね。課長、お願いします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。もちろん基本はですね、基本はあくまでも、歴史的風致維持向上計画が発端となった計画であって、その活用計画そのものを全て細かくですね、全てというか、そこで網羅してるという状況ではありません。だから、その後のですね、歴史的風致維持向上計画の協議会を何回か重ねておりますけど、この中で、コンサルタントに委託して活用計画を立ててもらったりとか、いろいろありますが、そうしたものについては協議会の中で、いろいろと検討していただいたという経緯があります。

1 番（森正彦君）

活動に対する実際の計画がある言いましたか、ないと言いましたかね。

あるのでしょうか、もう1回確認です。

総務課長（岡林護君）

活用の計画はですね、確か、この先ほど申し上げました中のソフト事業の中で、いわゆる協議会活動への補助、協議会そのものいろいろ細かい計画の活動書をですね、成果品として上がっております。

すんで、それが活用計画であるというふうに捉えられると思います。

1 番（森正彦君）

協議会の中で、活用計画があるということであるようですが、それは、一応、冊子とか、あるいは町民に提示できるような内容になっているんでしょうか。お願いします。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。成果品は、確か、ちょっとページ数は忘れましたけど、これぐらいの厚さのですね、成果品とその概要版がもう少し薄い分がありますが、それはまだ町民向けの冊子という形ではつくられておりませんし、つくるといふことであれば、また協議会の中で検討してですね、より少ないリーフレットのなものにですね、してやるということはあるかと思えます。

1 番（森正彦君）

やはり、大きな資金を投入しての事業でございますのでですね、やっぱり活用していくということが大事であると思えますのでですね、早くその辺はまとめるべきであろうしですね、実行していくためには、誰がどう実行していくかというところがなければならないかと思うわけですが、そのあたりの実行的な主体はどこになるんでしょうか、お願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

私からお答えをさせていただきます。基本的には、御案内のように、国が定めた、これは国が定めた法律ございまして、これは今まで歴史的でない当時の文科省、農林水産省、そして国土交通省、この三省が提案をして、この歴まち法というのは制定をされたのが背景でございます。

この背景というのは、もちろんその維持をしていかなければならない。守っていかねばならないということですけども、1つは活用ということが当然入ってまいります。それがない限りでは、今までのような文化庁の保存だけでいいわけでございますけども、ここへ三省が入ったというのは、まず、観光振興を含めて活用していくというのが基本理念じゃないかというに、私はそういうに理解をして、この事業に取り組んだ経過がございます。

そうしたことで、大体 25 年度で重立ったハードが終わりますので、これを活用していく手段としては、冒頭にも、この議場で議論をしていただいております観光協会がなかったということござ

いまして、観光協会を設立する運びで、今、準備をさしていただいて、予算も組ましていただいておりますけれども。これを主体に、いわゆるまあ交流人口の増加を図っていきたいということで、これからその細かい中身については、観光協会を設立して、その中から早急に詰めてまいりたいというふうに考えております。

今、準備会を、すみません、この前、2月の末に説明会をやって、この今月中に2回ぐらい準備会やって、新年度には設立させていただいて、8月ごろには法人化を目指して頑張ってください。その法人化の中で、この上町、これは上町だけじゃなくてやっぱり佐川町全体の観光行政、これは、ひいては仁淀川流域の、今、6つの市町村で仁淀川流域の観光協議会設立しておりますけど、そうしたことと連携をしながら、ぜひともせっかく多額の、先ほど来、話がありますように多額の費用を投じたわけですから、これを活用しながら、どうしてもやっぱり地域の活性化、そこへ、やっぱり事業的にも成り立つような仕組みをぜひ、こう、つくっていただきたい。これには、町民の多くのやっぱりお考え、また支援も要するというので、今それぞれの方向でお願いをしているところでございます。

1 番（森正彦君）

観光に役立てたいということのようですが、私は町長の言う観光や交流人口の増加よりもですね、住みたい町への環境整備、これをもっと全面に押し出すべきではないかというふうに思うわけです。歴史的風致維持向上計画、非常にいいものがあるし、これは佐川町民にとっても宝であると、そういうふうに思うわけですが、それを観光というふうに主に持ってくるよりもですね、本来の目的のですね、佐川の歴史と文化を大事にしていくと。そして文化の香り高い文教のまちとしてですね、町民と一体となってまちづくりを進めていくと。

そしてそれがですね、この町を町民が誇りに思い、先ほど町長が言いました「住みよい佐川町、愛する気持ちを持ってもらいたい」と、そういう面をやっぱり強調してですね、その結果がですね、観光客に来てもらうということもええですし、最も大事なことはですね、町民が、住みよい、住みたい町と思う、と。そのことが定住につながる。「ああ、いい町だから、住みたいな」と。そしてその文化の香り高い、これがその文教のまちの、一つの大きな土台であると、基礎であると。

こういったことでですね、私は、そちらの方面を強調すべきではないかと。町民の声としてですね、上町の整備をして、観光客を呼ぶと言ってもですね、そんなに人は来んのじゃないだろうか、と。あんなにお金をかけてもったいないという声を聞くわけがございます。観光といっても、恐らく日帰りが多くなるかと思えます。そういった場合、佐川町に落ちるお金というのは、非常に少ないかと思えます。

町長は、先ほどの60%の成果の中でですね、防災、協働事業、少子化、観光対策、新エネルギーと申されましたが、これは氏原議員へのお答えの中で。私は、その観光対策というのは、産業振興対策であるべきで、やっぱりその成果は60%の中でですね、産業振興に取り組んだ、その一環として観光があったと。こういうべきではないかと。そういった面でも町長の観光への思い入れは、非常に強いものがあるということにも感じたわけがございます。ですが、やはり町民はそのように、成果について疑問を持っておる。そこで何人が食べていけるだろうと。

一方、農業のほうにつきましては、これは町長の60%の成果の中にも入るかとも思われますが、最近、後継者も非常に増加しておる、あるいは新規就農者も増加しておると。これは非常に、農業振興の成果だと思うわけがございます。

そこで、一人住むことによって非常に多くのメリットがあるわけでございまして、このことはまた後にも触れさせていただきますが。そういった面です、やはり、これは町民のために、よそから来る人のためでなくて、町民のために、誇り高きものを守っていかなければならないものを残していく、とこのような視点でやっぱり捉えるべきではないかというふうに思いますが、そういったことについて、町長、いかがでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。冒頭に申し上げました、この歴まち法というのは、まず残す、守る、維持していくということ、その次に、それを活用できて地域の活性化につなげたいと、そんな複合的な法律だということに、私は理解をして進めさせていただいたということにお答えを申し上げたところでございますけども。

まさに、そういうことでございまして、まず、歴史ある建物を、これ残していくことが基本です。ということで、随分とお金もかか

っております。あれ、多分、今の浜口邸を新築するとすれば、あれほどお金がかからんと思います。けども、それは、やっぱり佐川の歴史の古いそういう町並み、文化を残していきたい、これがやっぱり国もそういう方向で、今度打ち出したわけですから。それに、そういう精神にのっとなってやらさせていただきました。

ただ、佐川町民には人気がないというふうにおっしゃいます。文教のまちの誇れるゆえんというのはどこにあるかというのは、やっぱり人づくりだったと思います。私たちの先輩が。その中で、人だけではやっぱり生活ができないと、教育だけでは。ということで、産業おこしを、私、先輩がやったと。それが、ひとつは佐川では、この気象条件あるいは水の良さを活用した酒、お酒を造ってそれを産業おこしにしたと。これは、だから佐川には随分と酒蔵がずいぶんあったというのは、皆さんも御承知のとおりでございまして、やはり行政としても、そこでやっぱり生活できる何か、やっぱり興していくということも大事だということございまして、当然今おっしゃられた観光というのは、産業振興の一環というには、私も十分承知をしながら取り組んでまいってきておりますので、やはり残したいものを、町外から来ていただいて、やっぱり「ええところへ来てよかった。もう一度きてみたい。じゃあ、もうこんなところやったら住んでみたい」というふうに、これを、これからやっぱり私たちが町民と一緒に盛上げていくということが、私は必要じゃないかなあというふうに思っております。

結果は、まだ時間がかかるとは思いますけども、私はやっぱりいいものができて、理解していただけるんじゃないかというふうに自負をいたしております。

1 番（森正彦君）

私も観光を否定するものではなくしてですね、やはり右とか左とか、どっちがええとかいうことでなくして、観光も、それは進めていかなければならないと。それと相まってですね、やはりその文教のまちとしての教育ですね、やっぱりそういった面、あそこを活用していくというようなこと、ソフト制作が非常に大事じゃないかというふうに思います。

大きなお金をつぎ込みました。これからソフト面を充実さしていくということでございますが、地域の、人のために、町民のためになるようなソフト事業、そしてその先人たちが生まれたこの町の文

教政策をですね推し進めていくこともしていかなければならないというふうに思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。当然、一つの事例でございますけども、25年度に移設をする名教館、これは御案内のように、歴史の中でも非常に重要な位置を占めてきた文教施設。学校の施設でございます、これをシンボル化して、上町に移設するわけでございますけども、当然その中には、そうした、いわゆる教育も含めて、いろいろな形で活用するのはもちろん、これは町外だけじゃなくて町内の皆さんにやっぱり活用していただくというのが大事かなあというふうに思っております。

今、まだ、そう頻繁には使われてないですけども、旧の青山文庫庫舎、これにつきましても、いろいろな形で町民の方々が絵画展であったり、この前はひな祭りもやっていただいて、非常にいい雰囲気、まあまだ、まだまだということがありますけども、そういう事例もございますから、当然、そういう人づくりも含めてやらしていただきたいなあというふうに考えております。

そしてもう一つ、昨年、牧野の生誕 150 年で、漫画もつくらしていただきました。これは税金の中で。大変、内外から好評をいただいております、これを子供たちにも、やっぱり歴史の勉強の中で見ていただきたいということで、DVDを各学校には配付してございますし、また、広井勇、これの 150 年の記念もございました。シンポジウムをやったときに、また、若干、私の行動で批判もいただきましたけども、私は、大きな成果が上がったんじゃないかという、その講演の中で、やっぱり子供たちにもやっぱりそういう先人たちの、いわゆる成してきたこと、こうしたことをきちっと教育というか、知ってもらう、そんなこともこれから非常に大事ということでございまして、この上町の歴まち法のいろいろの施設を整備した、これを契機に、やっぱり学校関係にも広く、そういった歴史的な背景、そして偉大な人物を輩出したそういう土壌の歴史というものを、そして人々の活躍した中身を、やっぱり子供たちにも知っていただくようなことも考えていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

1 番（森正彦君）

そういった面でですね、やはり未来を、佐川町の将来、この未来

を背負う子供たちのためにもですね、あの施設を生かしながら、文教のまちの施策を推し進めていてもらいたいと。推し進めれるような仕組みをつくっていただきたいと思います。

確認のためにもう一度、そのことについて、そういうことでよいと、いくということだったらいく、でお願いしますと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。当然これは、今、いろいろな形で、人々の心が、何か寂しく、貧しくなっているという状況ですから、やはり子供たちの時代から、ものがなくてもやっぱりきちっとした生活できるような精神的な教育、これも大事なかなあと。これは当然、歴史に学ぶところが随分あると思います。そういうことで、せっかく多額の投資をさしていただいた施設でございますから、これを十分生かせるような、今後、ソフト面を、ぜひ皆さんのお力添え、そしてまた、お知恵もいただきながら、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1 番（森正彦君）

少し、くどいようでしたが、やはり、実は広報なんか載せる場合にですね、はっきり言ってもらわないと、言っていないことは書けないのでですね、その締めくくりはきちんと締めていただかないと、町民に知らせることができないできないということでございましたので、以下の答弁もですね、長く詳しいのは結構でございますけれども、締めくくりはまとめてお願いしたいと思います。

それから、町長はですね、25年度予算で、高知新聞の取材に対して、観光振興と新エネルギーの推進を挙げております。昨年に引き続き本年度も予算化されている太陽光発電の補助金ですが、クリーンな再生可能エネルギーの普及拡大を目的としますのでですね事業だったと思います。

これは、町の一般財源を投入して力を入れた目玉事業だと思っています。先ほども新エネルギーということが出ておりましたが、この事業、昨年は大変好評でしたがですね、四電への売電契約で、佐川町全体の実績をみますとですね、平成22年度の契約件数は40戸です。それから23年度の契約件数は54戸、拡大を目指した24年度はどれぐらい増えたかということですがですね、その実績をみますと、これちょっとなかなか情報が入りにくくって、24年の11月末の数字であります、これが何とですね、全然効果が

上がってない、54戸。23年度と同じであったと。こういう結果になっておるわけでございます。

なぜ、そうなったかということですが、恐らくです、予測です。40万円の大きな補助金をいただけると。これはいいと。だから人気もあったわけですが。外れた方がですね、来年まで待とうと。隣が40万もらって、うちはただと。これは妙にしんどいよ、と。こういう感情が働いたんではないかということが推測されます。業者の方もそのように言うておりました。

予定していたものを預かって、役場へ行ったけれども、行ったらもうとうから済んじょったと。いっぱい、満タンになってしまったと。そしたらその後、その人たちはどうしたかということ、全部キャンセルになってしまったと。そういうことを聞いておるわけでございます。

それともう一つ。昨年の実績ですが、施工業者が全部町外となっておるわけでございます。これはですね、地域の経済効果に関してですね、非常に問題があると、こういう反省点があるかと思えます。

そういうことでございますのでですね、その25年度の太陽光発電の内容、この内容は町長の所信表明でもお伺いしましたが、その内容はどうなっておるのか、そのあたりを渡辺課長、答弁願います。
産業建設課長（渡辺公平君）

家庭用の太陽光発電への御質問にお答えさせていただきます。四国電力との契約が、23年度も24年度も54件と。ちょっとこれは私も調べてなかったんですが、やめたということにはならんのかなと思うんですが。町のほうは、確かに40件あまりの受付がありまして、対象になったのは26件です。この方々は国への申請、それを添付した上で、国のほうができるという前提のもとに申請をされております。中にはやめた方もおいでるかもしれませんが、全部がやめたとかいうことにはならんかと思えます。

それで、25年度ですが、家庭用の太陽光パネル設置費、前回の一般質問、12月の一般質問でも随分安うなっておるといような一般質問をいただきました。確かに調べてみまして、国内産のものでも2、3割は安くなっております。外国産のもの、これなんかいうのは、日本産と比べたら、もっと安くなっちゃう、というような状況でありまして、平成24年度には、1キロワット当たり10万円の補助金、最大4キロワットということで実施いたしました。

この1キロワット当たり10万円ということのをベースに考えまして、それから設置費の低廉化、これを勘案しまして、町内の業者で実施する場合には、1キロワット当たり7万5,000円。最大は4キロワット。それと町外の業者の場合でしたら、1キロワット当たり5万円、最大4キロワットと。総額24年度と同じ1,000万ということで予算計上させていただいております。

ちなみに、24年度は26件対象になりまして、そのうちの3件は町内の業者でございました。全部が町外じゃございません。1割ぐらい、1割は町内業者でございました。

25年度の、今言うた区別は、町内業者への利用をさらなり促進させていくという観点から、1キロワット当たり7万5,000円と5万円ということで差をつけております。どうぞよろしく申し上げます。

1番（森正彦君）

すいません、全部町外業者といったことに関しまして、私の調査が不十分で訂正を申し上げます。失礼をいたしました。

その7万5,000円と5万円、これは、私は、やっぱりちょっとまだまだ高いんじゃないかというふうに思うわけでございます。高知県の他の町村は、ほとんどですね、12万、13万、あるいは15万と、こういったような単価であるわけでございます。

国のほうは、25年度、太陽光発電の補助金を廃止することも検討したようですが、その理由は、モジュールが安くなって普及可能な単価となったとの判断からと聞いていました。しかし、何か、継続されるようになったようでございます。しかし、廃止の検討はしたということは間違いないようでございます。

そういったことで、価格が下がって設置がしやすくなっておることです。ですから、国が実施していた10キロワット未満を対象としたですね、1キロワット当たり3万5,000円。町内業者を優遇しても、それは5万円。そういった程度が適当ではないだろうか。それでも1戸当たり14万から17万5,000円というか、そういった、5万円にするともっと多くなりますが、そのようになってくると。そういうわけでございますので、少し後押ししてやればですね、普及拡大ができてくるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

また、この太陽光発電はですね、どっちかいうと、資金に余裕のある方が設置していらっしゃるようでございます。世間ではそうい

うことに対する補助金に対しての批判もあるわけでございますのでですね、ですからクリーンな再生可能エネルギーの普及拡大とですね、地元経済の活性化を目指すならばですね、多くの設置が可能となる単価にすべきではないかと思いますが、これは、町長、いかがでしょうか。答弁願います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えをいたします。この自然エネルギーの普及につきましては、私は大変、国の今までのあり方というのは、非常に批判的でございます。というのは、20数年前に、その太陽光が始めたころですね、随分個人の補助も、それから事業所の補助も随分ありましたけども、その後、だんだんとなくなってきて、平成18年くらいには、もう一切個人の補助というのはなかったというような状況でございまして、私は、あるときに、通産省のお役人に、何でやと国は。これ聞いたときに「いや、もう通産省としては大蔵省には予算要求したけども蹴られた」ということで、そのころは多分、原子力発電のいわゆる推進を、やっぱり国としては大変進めたかなあと。

その背景、私個人的にはそういうに考えておるわけでございまして、私はやっぱり、自分たちがやっぱりできる最低のことを自分たち努力しながら、そして冒頭に申し上げましたけども、原子力発電がいらんというような大きな運動になっておりますけども、やはり、そこにはきちっとしたやっぱり持論がないと、なかなかいかんじやないかということで、私はやっぱり個人の方にも、これはぜひ進めていただきたいというそんな思いで、補助事業を去年から立ち上げました。

確かに、いろいろ批判はございます。これは、富裕層とかいろいろ話がございますけども、やっぱりこれは去年からスタートして、ことし、若干、諸般の事情で補助金も下げさせていただいたということですから、これからいろんな形を推移をみながら、やっぱりこの普及についての行政としての取り組みをどうしていったらいいかということもきちっとやっぱり検証しながら、私たちはぜひ、町民の皆さんにも、将来へ向けての再生エネルギーの確保については、少なくとも自分たちのエネルギーは自分たちでつくっていくというくらいの思いを、ずーっと、時間がかかるとは思いますけども、ぜひ持っていたきたいなあという思いで、これをお願いをしているところでございます。以上です。

1 番（森正彦君）

この事業、昨年初めてやったわけでございます。ことしは、集落活動センターも、ことし新しくやるわけでございますが、特にですね、やはり新しい事業を導入する場合にはですね、十分検討してですね、効果的な事業展開を図るべきだと。この太陽光発電、他の町村が 20 万円いかんくらいなのに佐川町はその倍になったと。結果的には、私は、うまくいったというふうには思わないわけでございます。

しかし、新しい事業は思いどおりにいかないことも、そりゃあることはありますのでですね、修正も加えてですね、目的に沿ったですね、投資効果を上げるべきだと思います。

また、もう一つ、事業導入した後でですね、そういう検討をよく検証してですね、P D C A のローリング、それを行って行ってですね、さらに効率的に事業を推進していただきたいというふうに思っております。

目的達成にはですね、去年の失敗を引きずることなくですね、大胆な改正、去年こうであったからですね、それからあんまり下げれんとか、いうことでなくしてですね、大胆な改正、これをしていくべきだと思います。

とにかく、私の言いたいのは、事業導入の際には、よく調査検討してほしいよ、と。そしてその後は、よく検証してその P D C A のローリングをやって、次につなげて行っていただきたいということですが、そのことでもう一度、町長、答弁願います。

町長（榎並谷哲夫君）

当然、今、森議員がおっしゃられた内容については、これ当然私たちも実施していくべきだと思っております。だから、そういった意味で、去年の状況を踏まえて、ことし、若干その内容を変更させていただいて、御提案を申し上げてるということですから、それは森議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

なお、事前のマーケティングとか、そんなものやってないわけですが、これはやっぱり国が固定価格買取制度を導入した背景というのは、やはり、再生エネルギーはやっぱりこれから充実していくと、国としてもきちっとした基本方針を決めたというに、私は考えておまして、そういう状況を受けて、やっぱり私たちができることは何かということを先ほど申し上げましたけども、これを考え

ながら、そして、やっぱりどうしても、その状況に応じて、一旦決めたものを、これで、昔のようにガチガチじゃなくて、やっぱりその状況に応じて、やっぱり変化をさしていく、いいものをつくっていくというのは、これはもう、これからの行政のあり方だというに思っております。

そういった意味では、県の産業振興計画の尾崎知事のあの産業振興計画の進め方は、最初にきちっと決めて、その中で、もうこれで終わりじゃなくて、やっぱりそのやっっていく中で変化が起きたときには、柔軟にそこを対応していくということが、今、産業振興計画の大きな、やっぱり成果につながっておるといって、それも参考にしながら、当然、森議員のおっしゃられた、いわゆるきちっと検証もしながら、次へのステップを上がっていくべきだというに考えております。今後ともそういう方向で取り組んでまいりたいと思います。以上です。

議長（永田耕朗君）

現在、森正彦君の一般質問中ではありますが、ここで、1時30分まで、食事のため休憩します。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 34 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、森正彦君の一般質問を行います。発言を許します。

1 番（森正彦君）

次に、町有の住宅地の販売促進について、お伺いします。

まず最初に、行政が行う住宅地供給事業の目的は何か、について質問をします。その目的についてですね、目的を、総務課長、お願いいたします。

何のために宅地供給事業をするのか、と。何を目的として宅地供給事業を行うのか、ということです。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。御案内のように、戦後、経済がだんだん発達する中で、個人の住宅を持つ志向が高まってきたら、これは歴史的に背景があると思うんです。そんな中で、公が、県なりあるいは自

治体なり、たくさんその住宅地を供給してまいった背景がございます。

それは、一つは、民間による乱開発を抑止するというのも一つあったと思いますし、また良好な環境で、できるだけ低廉な、もうけだけに走るじゃなくて、そういう形のものが自治体でできるというような、私は背景があったというに、私はそう思っております。

そんな中で、自治体の宅地事業というのは、これは佐川町の場合は、土地開発公社というのがかつてありまして、直接じゃないですけども、土地開発公社が開発して、それを町民に、多分いわゆる安価までいかななくても、ある程度手に入れられるような仕組みをつくって販売したというふうに、私は経過があるというに思っております。いわゆる公が住宅団地を開発するのは、背景は、基本的には、良好で、できるだけ経済的な単価で供給できるような仕組みづくりを考えていったんじゃないかというふうに思っております。以上です。

1 番（森正彦君）

乱開発を防ぐということと、また、優良な宅地の供給、さらに低廉なということであるということですが、越知町は50戸の住宅を、今度建てる計画があると。町営住宅を。私は、一つには、その定住ということも大きな目的ではないかと。佐川町に定住してもらおう。そこへ若い家族が主体になるかと思うんですが、そういう人たちに定住してもらおうと。こういうことじゃないかと思えます。そのことのちょっと確認をしたくって、最初に問わしていただきましたが。

その、小富士団地と西佐川駅隣りの2カ所の24年度を含めた過去3年の販売実績、そして小富士団地の販売達成率を、どのくらいかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

総務課長（岡林護君）

まず、かいな小富士団地について、今までの経緯ということで御説明いたしますが、平成15年度から分譲開始いたしております、ことしで10年目ということになります。その分譲開始からの販売実績についてですが、15年度が8戸、16年度が4戸、17年度が6戸、それから20年度が3戸、21年度が2戸、22年度が1戸、23年度が1戸、合計25区画が販売済みでありまして、18区画が、今売れ残っているという状況です。

それからあと、西佐川駅前団地につきましては、3区画を平成15

年度から分譲開始いたしておりますが、その一番最初の 15 年度に 1 区画を販売です。現在 2 区画が売れ残りの状況ということです。なお、ちょっとパーセンテージは、ちょっと計算せないきませんのでちょっとあれですが、以上です。

1 番（森正彦君）

現在、小富士団地と西佐川駅の隣の 2 カ所です、20 区画の町有の住宅地があると。その小富士団地については、24 年度は 1 区画も売れてないと。22 年度が 1 区画で、これはちょっと医療関係やったかな、のところではなかったかというふうに聞いております。ま、あんまり売れてないというのが実態だということです。業者に聞いてみますとですね、主に、住宅を建設する若者の取得が減少していて、町有の住宅地は企画が広い関係もあってですね、高くて手が出せない状態だと言っております。

土地の路線価格も、年々下がってきておりましたね、2012 年 7 月 1 日現在の路線価ではなくて、地価調査結果によるとですね、佐川町の五反畑で 6.8%、ごま尻で 10.4%下がっております。そういう状態ですので、土地が売れるようにですね販売対策をとるべきだと思いますがいかがでしょうか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。両団地とも分譲価格が坪約 11 万 5,000 円から約 13 万 8,000 円という状況です。この価格は、当時の用地取得費とか補償費、そして造成費等を加味して求められたものでありまして、周辺の地価相場等から求められたものではありません。

なお、この価格はですね、今現在、販売上の最大のネックになっているということは確かであろうかと思えます。しかしながら、分譲開始当初から現在まで、この分譲価格の変更見直し等は出されていない状況です。

あと、ただですね、現在、販売促進策の 1 つとしまして平成 22 年度から若者定住促進補助金として、条件つきで購入者に 200 万円を交付してるという状況であります。

それからあと、かいな、西佐川、両団地とも区画面積が大きく、平均分譲価格も 1,000 万ほどでありまして、これに新築建物込みでいきますと、3,000 万ほどの出費になるということが見込まれますので、高知県の所得水準からすれば、高額であるというに考えております。

それから、地価のこともおっしゃいましたが、今般の経済情勢を背景にしまして、不動産市場が低迷しております、地価は年々下落しております。さらに、公的指標である地価公示、地価調査においては、分譲開始当時の平成 15 年度から最新の 24 年度時点までの佐川町の地価下落率は平均でマイナス 37%、住宅地平均でマイナス 30%という状況であります。以上です。

1 番（森正彦君）

土地の価格の見直しはしてないと。20 年度から 200 万の補助金を出しておるといってございませう。そしてその土地の価格は、30%程度下がってきておると。そのあたりで、かなり現状の価格と乖離しておるといのが現状だと思います。

私はですね、やっぱりこれはもう、売れる価格にせんといかんのやないろうかと。そうしないとですね、このままいくと 20 年間、なかなか完売できないような状況になってくるわけでございます。これは、普通、宅地開発業者はですね、開発した宅地を一定の期間で販売しなければですね、ならないわけでございます。そうしないと、資金が回らなくなって、次の開発もできないばかりか経営が破綻することにもなるわけです。そういう事例はたくさん、業界ではあるわけでございます。

町は企業ではないので、破綻することはないかと思っておりますけれども、先ほど言いましたとおり、20 年たっても完売できない。それは景観をそこねるばかりか、管理にも費用がかかるわけでございます。それとまあ、さらに本来の目的である、さっき目的のときにその定住のことは触れられてはおりませんでしたけれども、町長は、人口減少問題にも、先に触れられておりました。少子化ということですかね。少子化と人口減少とは若干違いますけれども。人口減少問題に対応するということになるとですね、そこに 1 つでも家が建ってくればええわけで、これが一つの歯止め対策になるし、地域活性化へも貢献、増えないと、売れないと、売れたほうが地域活性化になるということでございます。

私は、この宅地にですね、補助金をもっと増額して早く完売すると。その補助金の内容としてはですね、町内の工務店を優遇した形にしていくと。そうすれば、この住宅建設というのは、非常に裾野の広い産業でございますので、町の経済が活性化していく、活性化につながると。今、やはり大工さんも、それこそ電気屋さん水道

屋さんも左官さんも、この住宅の、地元での業者の建築は少なくって、非常にこう、不況にあえいでおるわけでございます。その土地の分譲に補助金を出してですね、町内業者を優遇していくということになると、そういった直接的な町の活性化につながると。

そしてですね、町長も触れられておりましたが、県が移住対策をしておると。そこでですね、60歳以上の夫婦が移住した場合ですね、県の試算で500組で30億円の効果があると。これは1戸当たり直してみますとですね、年間600万円の経済効果があると、こういうことになるわけでございます。20区画全部売れると、年間ですね、1億2,000万以上の経済効果が生まれるという非常に大きなものになるわけでございます。これは60歳以上の夫婦の場合です、若い家族になるとですね、もっと多くなるわけでございます。

そういう面からみてですね、これは非常に経済効果、これ、町の活性化につながるものであるというふうに思いますが、そういった補助金を出して宅地供給、早く完売を目指すということは効果が高いと思うわけです。その点について、町長、どう思いますか、答弁をお願いします。

町長（榎並谷哲夫君）

御答弁いたします。この小富士団地、また西佐川駅前につきましては、大変、私どもがずーっと頭を痛めてきながら、実は西佐川の駅前も1区画、私の任期中に売れたことがございました。ところが、鉄道の近くということもございまして、その後キャンセルされたという経過がありましたが、大変厳しい環境かなど。先ほど良好な環境というな、ちょっと申し上げたけども、ここはちょっとそういった意味では、駅には近いですけども、やっぱり環境面では、やっぱりちょっとそれにあたわんかなあという反省をしておるわけでございますけども。

その中で、小富士団地につきましては、ほんとに、前々から懸案になっておりました、いかにして売れるかということで、町内の不動産業者の皆さんにも御相談申し上げて、実は提携もして、斡旋していただいたら手数料も払うというな、そんな協定も結んでおりますけども。なかなか売れないと。そんな中で、業者の方から、どうしても今の値段では売れませんよ、と。いわゆる宅地の価格というのはどんどん下がってきて、なかなか、その今の価格では売れないというなこともございまして、その200万という補助を、先ほど総務

課長から説明申し上げましたけども、これもそのときの相場あたり、若干、土地代に下げ幅がそんなもんじゃなかろうかというなことで設置をさしていただいて、議会にも御了解いただいて、現在推移をしておる状況でございます。

それは、一つは少子化対策の一環として、これは若者定住ということがまず条件でございます。その後、さまざまな情勢の変化もございます。ますます土地が下落してございますから、もうとても 200 万円くらいの値下げでは処分できないというのは、これはもう一般の皆さんの考え方でございまして、多分、民間なら、もうどんどん値段を下げて処分をしてきたはずですよ。というのは、我々行政としては、余りにもやっぱり商売に走って、というのは、安く売れるということは非常にいいんですけども、ところが先住で協力していただいた、買っていただいた方、これに若干やっぱり私どもは不公平さを感じるんじゃないかと、そんな思いがあって、条件付きの補助金ということにさしていただいたわけでございますけども。

今、また先ほど下落率が 30%あるいは 37%という状況でございますから、もう一度、これはその町民の方の、あるいは小富士団地の方の先住民の方のコンセンサスもある程度必要だとは思いますが、何かの方策で、早く処分できるようなことを、やっぱり町としても真剣にやっぱり検討していく時期にきておるかなあということございまして、先ほどの補助金のことにつきましても、あるいは県の移住対策の事業等、いろいろ勘案をしながら、ぜひ具体的な方策で処分をしていけたらというに思っております。

また、議会の皆さんにもお知恵をいただいて、御協力もいただきたいなあというに思っております。以上です。

1 番（森正彦君）

土地の価格を下げるということになりますと、先に買っていただいた方への配慮が大事になってくるということになります。しかしながらですね、どこかで決断をしない限り、これはもう、地価はますます下がる可能性があると思います。人口は減少していきますので、どこかで思い切りをつけなければならないということですので、早い時期に対策を打つべきやと。実際に対策を打つべきと。そのことについて、早急に検討にはいるべきやと、このように思うわけでございます。

それこそ、先に買った人については、もう誠実なですね、対応で

ですね、やはりその御相談を申し上げるということにでも、いろいろな方法はあるかと思えます。しかし現実には現実で、もう地価は30%も下がっておると。そういう相場が下がっておると。相場というのは、何でもつきものでございますので、これでええと思っても、下がる時はあるわけでございます。さらに、売れ残るということに関しては、売れ残ったら値を下げて売るというのも、これは世間の常識でございますので、誠心誠意ですね、そのあたりは先に買った人に説明を申し上げるとともにですね、やはりこれからの佐川町、町が活性化すれば、やっぱりみんなが喜ぶわけでございます。

佐川に、いい、あっこは場所でございますので、いいところへ住めたというようなこと、あるいは、住民が増えることで商店の活性化も望めるわけでございますし、それこそ、人が増えれば、保育園から小学校、学校関係もええし、ガソリンも売れるし、そして交付税も入ってくると、そういったことが一家庭年間600万円ということになるわけでございますので、ここはですね、やはり思い切って、具体的な措置を講じるべきと。その体制に入るべきと思いますが、それをもう一度答弁願います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。そのとおりでございますして、その方策が何かと言われるなると、これも今御提言もいただきましたので、早急に検討しながら、できるだけ早い時期に処分できるような方策をぜひ具体的に検討してみたいと思います。以上です。

1 番（森正彦君）

ぜひとも、早い機会にですね答えを出してですね、実行していくようお願い申し上げます。

次にですね、国道494号線の改良工事について、お伺いします。

国道494号線の改良工事は、九反田岡崎間が完了してですね、現在は川ノ内、斗賀野の川ノ内で工事が行われているわけでございます。その川ノ内から須崎市の白石工業までの間はですね、道幅も狭くて、また時々落石もみられる危険箇所であるわけでございます。

この国道は、須崎方面あるいは佐川方面、佐川の方面から須崎へ、須崎方面から佐川への通勤の利用者が多く、早期の完成に期待が大きいわけでございます。完成の時期はいつごろになるでしょうかと、川ノ内で工事が始まった関係で、よく町民の方に聞かれるわけですが、完成の時期はいつごろになるのか、入っている情報をお聞かせ

願いたいと思います。産業建設課長、お願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

国道 494 号の佐川吾桑バイパス、これにつきまして御質問いただきました。町内で現在工事やっておるのは、今申されましたように、斗賀野トンネルから須崎市との境界付近まで、1.1 キロメートルございます。これは斗賀野工区でございます。この工事の完成は、所管の県越知事務所に確認いたしますと、平成 20 年代後半の見込みであるということでございます。

1 番（森正彦君）

須崎市から白石工業までの間の開通は、平成 20 年代後半と、こういうことで、その平成 20 年代後半には白石へんまでは開通の見通しと、こういうことでございますかね。

産業建設課長（渡辺公平君）

斗賀野工区、佐川町側でございますが、この 1.1 キロ区間、20 年代後半の完成の見込みということでございます。

1 番（森正彦君）

ほんとに、今改めて聞いたのはですね、須崎側にもまだ工区が残ってまして、それと区切って、その間が特に早く開通が熱望されておりますので、それについてお聞きしたわけでございます。

そこでですね、先ほどから言ってますように、この間ができるだけ早く開通するようになればいいと思います。早期完成をですね、関係市町村とともにですね、強く要望して、町長にはですね、強く要望して 1 年でも早くできるように働きかけをお願いしたいと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。私ども、これ、494。これは常に私が町長になってからも、県のほうに、これは県の管理区間でございますが、県の事業でございますから。主に県に要望してまいっておりますけれども、その要望した、その、何で要るかという話の中で、実は、佐川、これから以西、越知町、仁淀川町、未来永劫私は、高速道路が走らない地域というふうに位置づけまして、幸いなことに佐川町は、この 494 が全部整備されれば、四国横断自動車道の須崎東インターとこれと直結するアクセス道路と。私はインターにつながる直接というに位置づけて、ぜひ早くやっていただきたいと。

そしてもう一つ。だんだんと議論がございます南海地震。須崎市

は、御案内のような大津波、過去の、昭和の南海地震でも大津波、そしてチリ沖地震でも津波の被害を受けたところでございまして、今度の南海地震も必ず来ると、いつかはわかりませんが来ると言われてまして、大変、津波の被害の想定が大きい地域でございまして、そういった意味で、いろいろな形で、防災道路、そういった面でも、もういち早くやる必要があるということ、これはもう口を酸っぱくしてお願いをしております。

これは、越知土木事務所の管内でございまして、越知土木の所長にも「ぜひ、私の目の黒いうちに」という話をずーっとしながらきてますけども、どうも白くなりかけたので、ちょっと黒いうちにはどうもやっぱり無理だと思いますけども。

御案内のように、まだ、残事業が随分事業費的には残っております。まだ、年間2億、3億のオーダーでございまして、その勘定でいくと、10年20年かかっても不思議じゃないということですけども。御案内のように、政権変わりました、公共事業もやっぱり目の目を見るということになりましたら、これから、粘り強く要望して行って、できるだけ早くというのは、これはもう私も同じでございまして、命のある限り、一生懸命これは県のほうにも陳情してまいりたいというふうに考えております。

ただまあ、白石工業までの間でございまして、ほとんどが用地が買収されております。これは、住友大阪セメントの持ち分でございまして、その分が大変御協力いただいて、用地は全て確保しておりますけども。若干白石工業の部分がまだ、用地はこれからということですけども、いち早く地元の皆さんの協力をいただいて、用地を確保して、これへどんと事業費を投入できるような、地元としては、環境を整えて県なり国なりに力強い要望を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

1 番（森正彦君）

ありがとうございます。町長はですね、土木行政については太いパイプがあると思われまして、ぜひともですね、任期中に大きな成果を残していただきたいとお願いするわけでございます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（永田耕朗君）

以上で1番森正彦君の一般質問を終わります。

引き続き、4番岡村統正君の発言を許します。

4番（岡村統正君）

議席番号4番の岡村統正でございます。私も、しばらくぶりですが、一般質問に立ちますが、通告に従いまして3項目ほどの質問をいたしますけれども、よろしく願いをいたします。

その前に、少しだけ時間をいただきまして、触れさせていただきたいと思っております。

だんだんと議員の皆様方が東日本の大震災に触れられておりました。平成23年3月11日午後2時46分に発生しました東日本大震災は、未曾有の大災害になり、死者・不明者1万8,000人を超える方々が犠牲になり、今なお31万5,169名、これは報道でございますけれども、方々が避難生活を強いられております。犠牲になられた方々の御冥福を、心からお祈りを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものでございます。

また、町長におかれましては、今期で引退を表明をいたしました。道半ばの事業があると思われましても、どうか、御健康に気をつけられましてですね、精力的に、残された任期を努めていただきたいと、このように思います。

そこで、少しだけ、ちょっと国のほうに目を向けさせていただきまして、触れさせていただきます。国会の所信演説で、安倍総理が、日本の得意分野と先端技術で世界一を目指そうと述べていました。それにiPS細胞の分野で、臨床実験が人体の目に対して世界で初めて行われるということが報道をされておりました。まさに、世界一の医療技術と言えらると思っております。

また、脳外科医の福島孝徳先生は世界一の脳外科医で、アメリカを中心に世界的に知られ、その医術というものはゴットハンド、神の手と言われ、世界各地の、各国の脳外科医の手本となっており、また技術指導もしておられることは、テレビ番組でよく取り上げられております。

まさに、医療の世界では、日本は世界一と思われまします。また、次期日銀総裁は、今月19日に、白川総裁から黒田新総裁にかわることになっております。黒田新総裁が、2年間をめどに2%の物価上昇を目指し、経済をデフレから脱却させることを述べていました。政府、日銀のこういった流れに賛同し、賃金をアップする企業が出ており、さらに賛同する企業が多くなり、国内の景気が1日も早く

回復方向に向かい、生活が安定することを望むところでございます。

一方、国外に目を向ければ、日本の近隣の国の動向が大変気になるところでございます。

国連安全保障会議からさらに強い非難決議をあげている現状を鑑み、一触即発の危険な状況になっていることが、大変気にかかるところでございますけれども、どうか「暴走だけはしないでくれ」と願うところであります。

前置きが随分長くなりましたけれども、これから本題に移させていただきます。

それでは、通告に従いまして質問に入っていきます。

まず、町道の舗装改修についての質問でございます。3点ほどお聞かせをお願いします。

まず1点目はですね、町道全般の補修計画はどうなっているのかということと、2点目はですね、現在、古畑川に建設している県の砂防ダム工事に伴い、町道古畑峯線を大型工事車両の通行によるコンクリート舗装のひび割れ、あるいは陥没、剥がれなどの痛みが激しく、大変危ない状況になっております。工事現場の入り口までは、ほとんど全面的な改修が必要と思われませんが、その改修計画はどうなっておるのか。町道の痛み、損傷はですね、県主体の砂防ダム工事に起因していることは明らかだが、工事の関係上、県は何らかの予算的な手だてを考えているのか。3点目はですね、年間の町道の補修に対する交付金はどれくらいきているのか。

以上、3点をお聞かせいただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

町道関連の御質問にお答えいたします。まず、予算関係でございますが、先ほどの午前中の松浦議員の御答弁にもさしていただきましたように、維持補修費で、4路線、補正予算として計上させていただいております。また、25年度、新年度におきましては、維持補修工事費で20路線余りの予算化をさせていただいております。

また、新設改良では、公金とか補助金を活用するものが5カ所。それから辺地債を活用するものが1路線。単独事業では10路線余りを計画させていただいております。

それから、古畑地区での砂防ダム工事の関連でございます。この砂防ダム工事につきましては、25年度に完了予定とのことでございます。県道長者佐川線から古畑のほうに上がっていきまして、ずい

ぶんと、議員御指摘のとおり路面が悪く、ひび割れ状態になっておるわけでございます。

そこで、25年度に砂防ダム工事が終わるということで、これの、随分大きなトラックなんかも入っておりますので、これの関連としてやっていただけないか、県のほうにも相談しておるところであります。全部はいかなくても、完了に合わせてやっていただける見込みでございます。

見込みだと思えます。断定はまだできませんので。万一、県のほうができない場合には、国の交付金事業を導入しまして、26年度以降に実施したいと考えております。県が一部やっていただける場合でも、残った箇所については26年度に舗装工を、これは、議員言われましたとおり、もう大変ひどいですので、全幅表層の打ちかえとかいうところが、かなり多なろうかと思えます。

さらに、この上側の砂防ダム工事の入り口から峰までにつきまして、これは24年、それと24年度の補正でも計上さしていただいておりますが、必用箇所につきましては、表層のうちかえなどを行い、実施していくようにしてございます。

それから、道路全般の交付税については、ちょっと、私、把握しておりませんので、道路全体への交付税、延長360キロに対する交付税、ちょっと調べさしていただかんと、手元に資料は、私は持っておりません。

すいません、随分勘違いしまして、交付税じゃなくて交付金。交付金は、今、私、順次申してきたような交付金で活用させていただく、もう一度言いますと、ポイントがずれておりまして、すいませんが。補正予算につきましては、防災安全交付金の活用でございます。それから、新設改良等につきましては、町単独で10路線余り以外は辺地債事業、それと狭隘道路によります補助金1件、玉割小橋はじめが4件。これが交付金の活用でございます。

さらに、今後のことで、先ほども松浦議員のときにも答弁させていただいたかと思えますが、ずいぶんと、町道路面と構造物が悪うなっております。そこで、24年度の補正予算で、これも防災安全社会資本整備の交付金の活用でございますが、幹線たるべき町道の路面正常化調査というのを行い、それにより計画的、具体的な補修計画を立て、国の交付金等を活用していくようなことで取り組んでいきたいと考えてます。そのため、補正予算へ、関係予算を計上さし

ていただいておりますのでございます。

ちょっと勘違いしまして申しわけありませんでした。

4 番（岡村統正君）

よくわかりました。古畑の峰線においては、激しくいたんだところはもうはぎ取って、施工していくと。この線は、要するに辺地債事業でやるということ、辺地債でやるんですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

交付金を活用しまして、残については辺地債でございます。辺地債と交付金の併用ということになります。

4 番（岡村統正君）

わかりました。舗装の、町道全般の舗装の補修計画というのは、先ほど述べていただきましたけれども。予算的にですね、これから先にですね、一気に大きく道路の改修をしてほしいというような要望があった場合に、一気に改修できないところが出てきはしないかなというふうに思うところがございます。

これは、改修場所によると思いますけれども、こういったことは、今までないでしょうか。今まで、ですよ。

産業建設課長（渡辺公平君）

一気に、路線の長い区間をやるためには、国の交付金等を、やはり活用せんとできません。今回の補正で、4箇所、路線挙げさせていただいておりますが、これらは極度に、極度と言うか、路面状態が悪く、早うにしていけないかん事業です。これについては、交付金を活用するようにしています。

今後、こういった路面等が、現状でも随分悪うなっておる箇所ありますし、ますます将来、放置しますと悪うなってきます。そのときには、もうとても単独予算でちつくとぐらい修繕するとかレミファルトで直すとかいうことは、とても耐えきれなくなります。そのため、将来において、交付金とか国の補助を活用していくためにも、精度の高い調査をやるべき必要があります。

そのため、今回、補正予算で路面正常化調査というのを専門にやっていたいただき、それをベースに改修計画を立てていきながら、国の交付金等を活用し、町税の負担をなるべく抑えていくようなやり方をとっていきたいというふうに思うております。

ただ、要望箇所によっては、とても国の事業等にかからんようなところも多々あります。これについては、もう単独予算で、維持修

繕の中で、一部改良の中でやっていくしかないのが実態でございます。

4 番（岡村統正君）

今、課長が申されましたようにですね、予算がつかないようなところがあると。交付金事業とか、そういうのにかからないところがあると。しかしながら、そういったところをやらなければならないというときが起きた場合、予算がないからできない。大変、言葉は悪いんですが、つぎはぎだらけの舗装にするしかないような状況になろうかと思えます。

そういったところを交付金事業ができないのであれば、例えばです、その補修の積立金とか、基金積立金とかというような形をとりながら、それに対応していくと。今後、将来において。そういったことも考えられるんじゃないかというふうに思います。

日々、生活道として利用している町民にとってはですね、路面のでこぼこや段差は1日でも早く改修してほしいと望んでいるようにも思うことから、すぐに対処できるように、手前から、先ほど申しましたように予算の準備をしておくことも大事なことと考えます。

ぜひですね、そういったことも前向きに考えていただきたいと思いますが、この点について、町長の見解を少し、お聞かせいただきたいと思えます。

町長（榎並谷哲夫君）

岡村議員さんの道路に関する質問にお答えいたします。

御案内のように、佐川町、ほんとに道路が狭い、そして大変舗装等も壊れて疲弊していると。そんなところたくさんございます。そういうことで、従来なら、今言ったように町単独事業で、本来ならきちっとした計画を立ててやるべきですけども、今の財政状況の中では、なかなか計画的に推進できない状況が現在に至っておるということでございまして、その後、政権が変わったときに、補正とか補助事業を活用して、例えば痛みの激しいメインのところはある程度修繕もさしていただいたわけでございますけど、なかなか枝線まで、なかなか到達しないということと、もう一つ。今、交付金ということで、大変言葉は自由に使えるような事業でございますけども、中身は、かつての補助事業と全く変わらないというような現状でございまして、その補助事業に引っかかる、引っかからないが、大体

境目でございます。

そうしたことで、自前ではなかなかできないというのが状況でございますから、何とか、今後、基金というお話が出ましたが、なかなかその道路の整備基金というのは、これはなかなか今、私がすつとこう考えても厳しいかなという状況でございますけど、いずれにしても、これから、特にやっぱり枝線の幅員の狭いところ、そして路面の悪いところについては、生活道路として、高齢者の方も車なしではいけないという状況ですから、これを何とかやっぱり解決していくという方向ですけども、今の財政状況の中で、どのような方向が一番いいのか、もうこれはつぎはぎだらけになるかもわかりませんが、少なくともやっぱり傷んだところは、厳しい財源の中でございますけども、やっぱり町単独でやらざるを得ないということがあるかと思えます。

ということで、今、課長が答弁したように、全体の調査をしながら、これからインフラの長命ということも国も考えておりますし、また、地震に対する、例えば橋梁の補修等もこれから進めていかなければならない中で、全体の中で、計画を立てていきたいと。

ただ、なかなか思うような、きれいに整備できるという状況には、なかなか時間がかかると思いますが、これは日々の生活のことですから、行政としても最大の努力をしていかなければならないというふうに思っています。以上です。

4 番（岡村統正君）

なかなか、予算的には大変厳しいものがあるが、重々承知の上で、今、質問しているわけでございますので、だんだん我々も年がいくと、わずか 15 ミリくらいの段差に蹴つまずくというようなこともございますので、できるだけそういう場所がないようにですね、今後計画を立てて、調査していただくようお願いをいたしまして、この質問を終わります。

次に、消防施設の場所と個数、その安全対策の質問に入らさせていただきます。

まず、1 点目でございますけれども、現在の設置の防火水槽は何基あるのか、そして消火栓は何カ所あるのかということと、2 点目はですね、防火水槽の設置場所とその形状は把握できているのかということ、3 点目はですね、もう 10 年以上になると思われますが、現在、加茂地区と尾川地区は、昼間の火災が発生した場合には、佐

川分団がそれぞれの地区に出動をしていますけれども、これは、尾川と加茂の両地区の昼間にはですね、地区外に勤務先あるいは仕事の現場があるなど、地区内に残っている消防団員の数が少ないことにより家屋火災、山林火災に対して人数的に対応できないということから、佐川分団がその部分をカバーして出動をしてもらっておりますけれども、最近では、新しい団員さんも入団して人員の入れかわりもあると思われることから、両地区内の消防水利を把握しておくことが重要と考えるところであります。

そのための手段としてですね、両地区内の地図に、それぞれの消火設備場所を示したものを消防車に携帯をさしておくことも必要と考えるところであります。

4点目にはですね、既に設置している水槽の形状は、地中と、一部地上に出ているものもあります。一部地上に出ている防火水槽の数は、町内に何カ所あるのか、また、一部地上に設置している水槽は、場所によっては、大変高さがあり、昼間の火災もですが、夜間の消火活動などで、水槽上から団員が転落することが危惧される。その安全対策をとるべきと考えますが、早急に対応はできているのか、以上、4点をお聞かせ願いたいと思います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、1点目の町内の防火水槽ですが、40トンが61カ所、20トンが82カ所、合計143カ所です。それから消火栓ですが、275カ所あります。

それから2点目の設置している場所と形状についてのお尋ねですが、現状はですね、場所は、今、現段階で、簡単な地図と住宅地図しかない状況でありまして、それからあと、形状については、十分な把握ができてない状況です。

このためですね、平成25年度に、高知県緊急雇用創出事業を活用しまして、職員をちょっと募集しまして、雇用いたしまして、その職員に、既に作成されております地図データに消防水利を上書きする業務と写真を撮って台帳を作成する業務をちょっと行わせて、そういうものを完成させたいと思っております。

それから3点目ですが、加茂と尾川については昼間の火災は佐川分団がカバーしていることから、佐川分団に、加茂、尾川の水利を示す何か、情報というか地図を備えるべきという御指摘ですが、これについてはですね、今のところその水利についての十分なちょっ

とそういうデータがありませんので、先ほど言いました業務を、成果品をですね、佐川分団、これはもう佐川分団のみならずですけど、全消防団、そして自主防組織にもですね、情報提供して備えていくような方向で行っていきたいと思っております。

それから4点目ですけど、地図上に出て、高さのある消火活動に危険な防火水槽につきましては、これについてはですね、実際に消火活動に当たる消防各分団の意見も参考に検討していきたいと考えておりますけど、その一部出ているのは何カ所かということについてはですね、ちょっと申しわけないですが、先ほど言いましたように、形状について、まだ十分に把握されてない状況でありまして、ちょっとここでお答えは、すいません、その成果品が完成したら当然把握できることですが、今のところ把握しておりません。

それから、それに伴いまして、防火水槽への転落防止、消火活動においてのですね転落防止につきましては、まず、ひとまずはですね、平成24年度に、尾川分団から松ノ木、古畑の2カ所で要望があっておりましたので、今月中に転落防止柵を設置するということにしております。今後は、他の地区におきましても、危険な場所にはですね、防止する対応を当然、とっていきたいというふうに考えております。以上です。

4番（岡村統正君）

まずですね、今お答えがありましたように、形状によってはほんとに大変危ない状況があるわけですね。夜間において、やっぱり足もとがしっかり見えないという点においては、大変危険じゃないかなというふうに思いますので、そういうことで設置できる場所は早急に設置をしていただきたいと思っております。

そして、佐川分団の、要するに2地区のカバーに行くということでは、やはりその詳しい場所、これは加茂分団においても尾川分団においてもですね、完全にその分団員が、その火災が起きたときにはゼロではないんですけども、出動できないっていう状況が、1人、2人じゃあ出動できないっていう状況が多分あると思っております。そのときにはやはり、佐川分団が一番先に現場に着くと思っておりますから、そのときに、要するに、町民からの目線で見ると、何をウロウロしゅんじゃや、というようなことにもなろうと思っておりますので、そういったことがないように、できるだけ詳しい地図、大きく見える地図を構えて配備していただきたい、いうふうをお願いをいたしま

す。

そういうことで、この消防のことについては、以上で質問を終わらせていただきます。

次に、公衆トイレの整備についての質問に移らしていただきます。奥の土居に設置している青山文庫のトイレは、随分前から使用禁止の張り紙があり、使用できない状態が続いています。桜の季節だけではなく、年間を通じて人がやって来ることが、当然、考えられます。今、牧野公園のリニューアルも行われていることから、これから先は、特に考えられる。こんな状態を長期間放置しては、観光面においても大きなマイナスになることが考えられます。日にちを置かずに壊れたらすぐに直すようにしなければならないのではないかと思います。これは、通告にはしておりませんので、答弁は要りません。

また、町が管理している商工会の裏。青年の家の隣にある公衆トイレですが。ちょっと写真を撮っちゃいますき、ちょっと見せたいんですけど、いいですか。

(「どうぞ」の声あり)

そのつくりそのものがですね、セメントブロックづくりで、決して、きれいで清潔なトイレとは言い難い。このトイレは和式便器が1カ所、そして男子便器が2カ所で、現状は大変な状況でございます。入り口のドアは閉まりが悪く、鍵もかかりにくい。高齢者に対しては手すりもないようなことで、決して、心配りのあるトイレではなく、現在の公衆トイレには全くそぐわない時代遅れのトイレと言えます。

私が見た限り、そこの写真に示されたようにですね、男子トイレにおいては全く掃除がされてないんじゃないか、落ち葉が山のように積まってですね、多分これは去年の秋から何にも掃除がされてないっていう状況でございます。

また、そのトイレの前には、1本の大きな木がありまして、その木の根が大きくはびこり、周囲のコンクリートを持ち上げ、アスファルトを突き上げており、歩行もままならない大変な状況になっております。

もうすぐ桜の花が咲く時期になりますけれども、御承知のように、役場から下流は、桜並木が続いておりまして、この公衆トイレを花見客が利用していると思われませんが、奥にあるために目につかない

かもしれません。役場敷地内に、ここしか公衆トイレはないのでありますから、それに、日曜日、祭日などは、役場の駐車場を観光バスが利用した場合、商工会、役場のトイレは当然利用できないわけでありませぬ。

ただ、役場の西入口から入れば、トイレを使うことができますが、休日には役場の性格上、不特定多数の人数が出入りすることは、安全管理上の問題がありはしないかということで、いかがなものかということでございます。また、管理人さんの人もですね、出入りに張りついておることはできないということをおもいます。

そこで、私からの提案でございますが、思い切って新しく改修をすることはできないか、ということでございます。場所は、現在のところでは多分そこでは狭すぎるとおもいます。ちょっとお話を伺いましたら、青年の家は、今、青年団は使ってなくて、全く反対のほうの長寿会が使っておるというようなことでございます。月に1回ぐらい使っているということで、活用されているのであれば、取り壊しというようなことは、当然できないとおもいます。

そこで、思い切ってですね、川側に出して、洋式便器、車いす用トイレを設けたトイレに全面改修はできないか。きれいで、いつも清潔なトイレは好感を得るわけでございます。特に、庁舎の敷地内にあることですから、直接、佐川の顔にもつながる。上町の観光客を乗せた大型バスの駐車場にもなっておりますね、ここは確か。

県下各地のきれいなトイレのある場所は、観光業者は、よく知られております。そのうちの1カ所に、佐川の役場駐車場トイレを選んでもらえるように整備をすべきとおもいます。

こういった考えをお聞かせいただきたいとおもいますが、町長、どうでしょう。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。実は、私もあんまり、そこに公衆トイレがあるというのは、8年間おりますけど、あんまり頭になかったわけですけども。岡村議員から質問されるということで、ちょっと私、便所を見てきました。今、写真のとおりでございます、ほとんど全く使われてないという状況が、今の公衆便所じゃないかなあというに思っております。

というのは、多分、今おっしゃられたとおり花見の時期、例えば、ここでやる夏の夏祭り、あるいは冬の、冬のソナタの夜のイベント、

あのあたりで、ここで行事をやるときには、ある程度使った経過があるかもわからんですけども、一般的にはどうもやっぱり使われてなくて、一般の皆さんには、役場の便所を使ってくれというふうにしておったようでございます。

そこで、これを、公衆便所を、ここで建てるというのはなかなかやっぱり厳しゅうございまして、例えば、1夜限りの屋台とか、1日のイベントのときには、やっぱり公衆便所というのは、大抵必要だと思いますが、そのときには、いろいろと相談をしながら、仮設のトイレでもどうかなあというふうな思いはいたしております。

そこで、先ほど、観光の目玉になっておるここが大型バスの駐車場というようなこともございますし、これは一つ先ほどからいろいろ議論になっております上町の再生、それから奥の土居や牧野公園の再生等含めて、総合的に考えていかなければならない課題かなあというふうに思っております。

ここで、一気に、その公衆便所をこの役場の庁舎内に設立するというのに、私、今ここでは即答は、なかなかようしかねますけども、いずれにいたしましても、これから観光客を迎えるとしたら、やっぱり迎える体制もある程度、どのような形からなるかというのが必要だというに思っておりますので、また検討を、職員とも話をしながら、今後、この問題をどういうにしていくかというのは、考えていかなければならないということですけども。

ただ、議員さんもおっしゃられた、今の場所ではとても無理だと思います。あの木が、あれ、アメリカ風だと思いますけども、ものすごい勢いで持ち上げておりますから、これはまあ早急に、今の便所そのものはもう始末をしておく必要があるかなあ。その後、どうするかというのは、これからちょっと大きな課題でございますけども、検討課題として御提言を受けたいというに思っております。よろしく…。

4 番（岡村統正君）

確かにですね、予算的には、かなりの金額が要ると思われまして。一気に、それこそ1回に、すぐに整備せえと言うても、なかなか無理なところもございまして。ちょっと計画を立ててですね、何年かのうちに、やっていくと、ちゃんと、そういったことを計画をして設置をしていくというふうな考えを、ぜひ、とっていただきたいと思っております。

やはりですね、観光バスは、この役場の駐車場にとめないで、とめるところはないと思います。大型バスは。そういったことで、やっぱり観光バスが来るっていうことは、ガイドさんも当然乗って来る。やっぱりガイドさんっていうのは、もう一様に詳しいわけです。そういったことで、一気にきれいな便所、そして桜並木がある、安心してここで花見もできる、いったようなことで、そういった設備が整いますと、一段とまた佐川の桜というのが有名になってくるんじゃないかというふうに思います。

最初に、一番最初に、私が申しあげました奥の土居のトイレですけども、えびす祭のときも、確か張り紙がありました。それからその手前に、ずーっと手前に行ったときも張り紙がありました。随分と、何ヶ月もそのままの状況で放置をされちゅう、いうことで、ある人からですね、「あそこはいつ使えるろうね」って。「いつ行っても、張り紙がある」いうことで、そういうことはもう、トイレというたら自然現象ですから、あそこへ行きたいと駆け込んで行ったら、ドアに張り紙があって入れざった。急いでどこか探しにいかないかんというようなことで、大変な苦情が出るのは、もう目に見えておりますから、そういったことがないようにですね、壊れたらすぐ直す、というようなことをぜひしていただきたいと。そこで用を足せない人がですね、こちらに帰ってきて、ここでバスに乗るときに、「さ、トイレに行こう」って言うたら、トイレがない。ような状況もありますから、ぜひ、私が申しあげましたように、この役場庁舎内にそういった、要するに健常者は当然、身体の不自由な方も入れるようなトイレを、ぜひ、前向きに検討をしていただきますように、お願いを、私からのお願いを申しあげまして、私の質問は、以上で終わらせたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、4番岡村統正君の一般質問を終わります。

10分間休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時56分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番坂本貞雄の発言を許します。

5番（坂本貞雄君）

5番、日本共産党の坂本貞雄です。通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

質問者の皆さん、きょうが東日本大震災の発生しました3.11から、ちょうど2年目ということで、この大災害につきまして触れられておりますが、私が思いますのは、いまだに2,668名という行方不明者がおるといふ、この大きな事実を見まして、また、この大災害の終わりが見えないなというように感じるところです。

そして、ある新聞によりますと、この行方不明者の捜索に東京から、月に3回ないし4回出かけておるといふ記事を見まして、本当に深く感動いたしました。この2,668名の行方不明者の方々が、1日も早く、できるだけ多く、暖かい家族のもとに帰られるよう、心から願いたいと思うわけでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。

第1点としまして、平成25年度国の補助事業につきまして、質問をさせていただきます。平成25年度の国の補助事業としまして、緊急防災費、地域元気づくり事業があるというように承っておりますが、本町におきましては、この予算づけがされておりますでしょうか。

そして、事業費はどれくらいを予定されておるか、また、この事業につきましては、地方公務員の賃金の引き下げ、7.8%を9カ月にわたりまして、この13年7月から14年3月までの9カ月間にわたりまして引き下げるといふ、その額に相当するものだというように言われております。

本町の職員の賃金が、もし、引き下げられるとしましたら、どれくらいの額になりましょうか。そして、この引き下げの対象には、特別職は、含まれておるかどうか。その点につきまして、まず、お聞かせをいただきたいと思っております。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。まず、先ほどおっしゃられました緊急防災・減災費、それから地域元気づくり事業、まず、その内容について、御説明をいたします。この内容は、平成25年度の地方交付税に新たに参入される、または交付されるメニューでありまして、震災復興財源捻出のため、平成24年4月から2年間に限って、国家

公務員の給与を平均 7.8%削減したことによりまして、地方公務員のラスパイレス指数が平均 106 程度に、その下げたことによって、106 程度に上昇したということのため、国と地方の格差を是正するために、地方も同じように、平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの 9 カ月間に限りまして、給与を 7.8%削減することを条件として、参入する、もしくは交付されるというものであります。

その金額面で言いますと、これは試算ですが、3,300 万ぐらいになります。それと、あと、うちの場合、7.8%削減した場合、いくらになるかということですが、これ一般会計のほうですが、合計でいきますと、削減前、削減後の比較でいきますと、5,248 万ぐらいが削減されるということです。

ただですね、これは、給与削減の要請というのは、一律に、現状からさらに 7.8%削減することを求めたものではありませんでして、各団体において、既に行われている給与抑制措置を踏まえた取り組みを求めるものということになっております。

佐川町職員のラスパイレス指数は、県下 34 市町村中 32 位の 91.7、これ平成 24 年ですが、でありまして、それとあと、国家公務員の給与減額した場合、7.8%平均、減額した数値と比較しましても、99.4 ということで、100 を切っておりますので、恐らく引き下げの必要はないというに考えております。

ただ、これは確定した話ではありませんので、そのことを前提に御理解をいただきたいと思っております。

実は、国が考えております地方公務員給与減額の誘導策というか、これについては 2 本立てになっておりまして、1 つは先ほど御説明した地域元気づくり事業費等の交付税算入分をカットすると。もう 1 つがですね、はなから交付税を減額してくるやり方といいますか、それによりますと、町村の場合は、総需要額に対して約 1.1%減額するというものになっています。

これを佐川町で試算いたしますと、約 4,200 万円が減額されるということになりますが、ただ、これは国家公務員の平均 7.8%減額後の給与に対してラスパイレス指数が 100 を超える地方公共団体が対象になるのではないかというに思われますので、当町は先ほど申し上げましたように、減額後に対しても 99.4 ということで、このほうについても恐らく減額されないのではないかとというに予測をしております。以上です。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございました。お聞きをしますと、いわゆる緊急防災減災費、地域元気づくり事業というのは、交付税措置はされるであろうと思われませんが、今、言いましたように、国が 7.8%引き下げましても、それと比べても佐川町は、それを越えることがないので、佐川町としては減額になることはないということで、実際、この引き下げられた額に見合う交付税措置をするということであると、佐川町には、その交付税というのは、もうこないということになる、ということですか。

総務課長（岡林護君）

いえ、先ほど申し上げましたように、2本立て、まず1つはですね、町村の場合は大体平均 1.1%の、はなから交付税に対して減額してくるといのがまず1つありますが、ペナルティとして。けどそれは先ほども言いましたように、うちは 100 を下回っている団体であるということで、まず、その 1.1%、それは金額にすると佐川町ベースで言えば、4,200 万ほどになるろうかと思いますが、それはまずされないだろうと。まず1つはそれです。

それと、あと地域元気づくり事業ですか、の交付税算入分。これもですね、いろいろ計算式がありまして、ラスパイレス指数が 100 を超えている団体については、実は、マイナスという結果、答えがマイナスになる式がありまして、それからもう1つはですね、職員数の削減。職員数の削減が、過去何カ年度と、今から直近の5カ年とかいう比較をしまして、その削減率も一つの算定の式に入ってるんですが、それもですね、うちの場合は削減の状況ですんで、仮にそれが削減されてない団体はやっぱり答えがマイナスになります。で、うちの場合は削減されている状況ですんで、そこは答えマイナスになりませんので、その意味において、先ほど言いました交付税算入に関してはですね、参入されると。この地域元気づくり事業費というのはですね、参入されるだろうというに予測をしております。

5 番（坂本貞雄君）

その地域元気づくり事業というのが交付税算入されるであろうというように言われておりますが、これは大体いくらぐらいになるということですか。

総務課長（岡林護君）

ちょっと先ほどの御答弁でも申し上げましたけど、3,300 万ぐら

いになるうかと試算をしております。

5 番（坂本貞雄君）

ということは、3,300 万ほどの事業を構えるということになるわけでしょうかね。

そういうことになりますか。

総務課長（岡林護君）

もちろん、地方交付税というのは、何か特定財源ではありませんので、何に使おうと基本的には自由と言いますか、いうものでありますんで、別に色づけして何へ使うということではありませんけど、もちろんその 25 年度予算にその額は反映されていくと。その 3 千何万を何かの事業にです、充当されていくということになります。

5 番（坂本貞雄君）

これは国のほうとしては、地域元気づくり事業でやってくださいよという意味ではないんですかね。

総務課長（岡林護君）

地域元気づくり事業というのは、具体的には、こう、おっしゃってるんですか。

議長（永田耕朗君）

休憩します。

休憩 午後 3 時 9 分

再開 午後 3 時 11 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番（坂本貞雄君）

もう一度確認をいたしますが、いわゆる 7.8%の、いわゆる佐川の職員についての減額というのは、ないということでしょうか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。先ほども、2、3 度御答弁申し上げましたが、その中でも、ないという私は確定しては申し上げておりませんので、申し上げたことも、あくまでもこれは確定した話ではありませんので、そのことを前提に御理解いただきたいというような表現したかと思いますが、今、この段階です、ないということ、確定は私のほうからはできませんので、ただ、ない可能性のほ

うが強い、そういう予測であるというふうに御理解いただきたいと
思います。

5 番（坂本貞雄君）

これ、25 年度予算のことですのでわかりませんが、とにかく国が
7.8%減額したのをもとにして、佐川町との比較、ラスパイレスです
かね、これがまだ 100 にならんということは、佐川町の職員が、随
分低い水準で、今まで、言うたら、働いておるといふことの証明に
もなろうと思いますが、これはどうですか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。必ずしもその証明になるとは、私は思えな
いんですけど。この間、委員会の全員協議会でラスパイレスのこ
とを御説明させていただきましたけど、うちが低い要因にはいくつか
ありまして、多分主たる要因は前歴計算とか、そのあたりだろうと
思います。個別ラスで見ると、高い職員もおりますし、低い職員も
おられますけど。ただ、平均化すると、確かにそういう状況であると。
ただ、極端に低い職員とかいうこともありますんで、それが非常に
平均を下げているというような状況もありますんで、そういう状況
ではありますけど、ただ、証明ということではないとは思ってますけ
ど。

5 番（坂本貞雄君）

この間の議員の研修の中でも、ラスパイレスにつきまして御説明
を受けまして、佐川の、いわゆるそのラスパイレス指数が低いのは、
途中で雇用された方の賃金が足を引っ張っておるといふようにお
聞きをしたわけですが。

やはりそういう要因があれば、そこはやっぱり是正をしていくと
いう方向が今度、とられるべきではないかなというようにも思うわ
けですが、町長は、その点どのようにお考えでしょう。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えをいたします。大変、職員の皆さんの、いわゆる待遇とい
うのは、数値で見る限りでは非常に低いというふうに言われており
ますけども、要因というのは、今、総務課長が話した内容でござい
まして、決して、全体が低いということでもないというには私は思っ
ておる。

ただ、その是正につきましてははですね、これ、先ほど総務課長か
ら話がありましたけども、いわゆる採用のときの、いわゆる前歴計

算が全く、私たちの給料表に反映されてないというのが、これが大きな、やっぱり要因かなあということでございまして、部分的には納得して入って来ていただいておりますとはいへ、低い部分があると思います。

ただ、これを、今ここで、いきなり是正するということになりますと、今度は職員間でですね、非常にアンバランスも出てくるというようなことありまして、ちょっと内部で議論もしておりますけれども、このあたりは非常に悩ましいところではあります。

だけど、全体から見て、やはり余りに、世間から見て低いということは、今後の、やっぱり職員の採用の質の問題にも影響するという側面もあると思いますので、これは何らかの形で是正していくことも必要かなあというのを、今の考えでございまして、今、直ちに、これをひっくり返してやることになると、職員の中で、非常に不公平感が生まれてくるということも事実でございまして、御理解願いたいと思います。

5 番（坂本貞雄君）

今、企業を問わずですね、途中採用といいますか、そういうことがもう当たり前になっておりまして、やはり、当町の職員の途中採用につきましても、いい人材を雇用するとすれば、やはりそういうことも是正をしていく必要があるのではないかなというように考えますので、ぜひ、そのことは御検討いただきたいということをお願いをしまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、T P Pの参加問題につきまして、質問をさせていただきます。

T P P、いわゆる環太平洋連携協定は、これまで、日本が結んできました経済連携協定と違いまして、全ての関税撤廃が大原則となっております。アメリカ、オーストラリア等は、この関税撤廃をねらっているのであります。

農家1戸当たりの耕作面積を比べてみますと、アメリカは日本の約100倍、オーストラリアは1,500倍と言われております。両国から見ますれば、日本の農業は顕微鏡の世界ではないでしょうか。T P Pに参加し、農産物の関税が撤廃されれば、米の生産は10%にまで落ち込むなど、日本の食料自給率は、現在でも、先進国で最低の39%から13%になると、農林水産省は試算をしております。

同じ試算によりますと、農産物の生産減少額4.1兆円。農業の多

面的機能の減少額 3.7 兆円。国内総生産 GDP 減少額 8.4 兆円。就業機会の減少数 350 万人とも言われております。

さらに、政府の規制や制度なども非関税障壁として食品の安全基準の緩和や公的保険、国民皆保険制度なども攻撃をされます。市町村の地元企業への優先発注も外資差別としてやり玉に上げられかねません。外資が進出先の政府を訴える I S D 条項も含まれております。このように交渉分野は広く、24 の作業部会で交渉が進められております。

この T P P の全容が明らかになるにつれまして、国民、とりわけ農林業関係者の反発が強く、反対の声が大きく広がっております。そこで、自民党は、昨年暮れの総選挙で、次の 6 つの政権公約を掲げて、国民の支持を得、大勝したのでございます。

この 6 つの公約とは、次のようなものでございます。

政府が、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、交渉参加に反対する。自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない。国民皆保険制度を守る。食の安全・安心の基準を守る。国の主権を損なうような I S D 条項は合意しない。政府調達金融サービス等は我が国の特性を踏まえる。というものでございます。

安倍首相は、先の日米首脳会談におきまして、聖域なき関税撤廃はないことを確認した、としまして T P P 交渉参加に踏み出そうとしております。しかし、自民党が公約した 6 項目のうちの 1 項目のみを取って T P P 交渉に参加することは、公約違反ではないでしょうか。

民主党が、公約にない消費税増税を国民に押しつけて国民の反発を買い、支持を失い総選挙に惨敗した轍を踏むことになることも考えられます。

安倍首相は、T P P 交渉参加に踏み出すべきではないというように考えるものですが、町長の御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。この T P P につきましても、これは、前民主党政権のころ、野田総理がいきなり参加するということから、国民的な議論になってきた経緯があるというに、私は、そういうに認識をいたしておるわけでございますけれども。

その中で、今、坂本議員もおっしゃられたとおり、自民党の政権

になりまして、いわゆるこの6項目というのは、大変意味の大きい公約だというに、私は思っております、これは、一つは、我々中山間地域が、あくまでT P Pというのは、中山間地域の山を壊す、あるいは里山の米をいかん、農業をいかなるということ、もう絶対に反対という、非常に声が、国民的な反対になってきた、これも事実でございますから、このことは十分に、国民の意思を尊重した上で、こういう公約を掲げるんじゃないかなあというに思っております。

今、国で、いろいろ議論をしておりますし、国会でも取り上げられております。私たちの立場としては、この議場でも申し上げましたけども、全国の町村長会、これが950余りの会員でございますけども、その町村会としては、いわゆる地方を、ほんとにないものにするこのT P Pというのは絶対反対という、その意思はまだ、いまだに変えておらないわけでございます、先だっても、2月の末に高知県の大会やりましても、そのことがきちっと議論をされておまして、反対の立場というのは、私たち町村長、いわゆる地方の自治、特に中山間地域、町村というのはそういう位置につけられますから、これは反対の意思を変えておらないというのが状況でございます。

5 番（坂本貞雄君）

町長のお考えをお聞かせいただきました。ありがとうございます。町長は、ずっところ、私がT P Pの問題を取り上げたときから、断固反対ですと、こういう意思表示を貫いてきたわけでございますが、その姿勢というのは、今も変わりがないでしょうか。

この2月25日に、県の町村会と、県の町村議長会がありまして、ここでも聖域なき関税撤廃を前提とするT P P交渉に参加しないよう、国に慎重な対応を求める、いう決議が採択をされております。

このことは、町長、確認ができますか。

町長（榎並谷哲夫君）

このときは、私も参加しておりますので、その辺については十分聞いております。そのときに、実は、町村会長の代理として、町村会の事務局の局長さんが御挨拶に立ったんですけども、その御挨拶の文言の中には、町村会としては、断固T P Pの参加を反対するという項目がございまして、やや、県の大会の中では、今おっしゃられたとおり、自民党政権のこの6項目が容認されれば、参加しても

いいというな雰囲気というに、坂本議員さんが感じられたんじゃないかと、その質問だろうと思いますけども、先ほど申し上げましたように、町村会としては、T P P、まだ断固反対という旗はおろしてないというのが状況でございまして、私たちも、その方向で運動してまいりたいというに思っております。私も変わっておりません。

その背景は、やはり、私はやっぱり山、そして里山、これをなくしたら日本が、もうなくなるというのが、私は根本にありますから、これをきちっと国が、将来に当たって守っていくという姿勢は、きちっとやっぱり明確にさせていただきたいなあというに思っております。

これは、ただ、今、米で戸別補償とか、いろいろ議論がありますが、そういうもんじゃなくて、本当に基本的にやっぱり、過去のその戦後の 68 年の歴史の中で、どういうに方向に変化してきたと、それをきちっと検証していただいて、やはり今、日本は鎖国と違いまして、やっぱりグローバルな地球上の活動をしてるわけです。当然、企業も海外へ出て、どんどん稼がないかん時代ですから、昔の鎖国に戻すわけではないとしても、やはり基本は、日本はやっぱり、山から里山、きちっとこれを維持して初めて、日本の国家があるというに、私は個人的に信じておりまして、それをぜひ、国の皆さんにもわかっていただきたいなあというのが、私の思いでございします。

5 番（坂本貞雄君）

まさにそのとおりだと思います。安倍首相も、この美しい日本という言葉が、うんと好きですが、いわゆる美しい日本、その中に、里山があるという、これはやっぱり壊していかんということをテレビなんかでもしきりに言うておりまして、やはり、この農業を壊すことは里山を壊すことだと。本当に、そうしますと、日本の環境そのものが壊れていくということですので、そこはどうしても、一線は守るべきだというようにも考えるわけです。

この 2 月 25 日の、その町村会と町村議長会で、この T P P のことが取り上げられたということにつきましては、今度の行政報告では触れられてなかったですが、やはり、こういうことがあるということは、このことも行政報告の中にも触れていただいて、我々にも知らせてほしいし、町民の皆さんにも知らせていくべきだというように考えております。

そして、いわゆる町長の、断固反対という姿勢は今も変わらないということですが、これ、やはり農協なんかも断固反対というように言っておきまして、これやっぱり、両方が連携もせず、それぞれの立場で言うよりは、これやっぱり連携をしていくということが、より強い姿勢になるんじゃないかというようにも思うわけですが、農協との連携というようなことは、町長はお考えじゃないですか。どのように連携をしていくかということも含めましてお願いしたいと思います。

町長（榎並谷哲夫君）

お答えいたします。当然、農協さんというのは、もうほんとに地域の農業者、お百姓さんの守りの要ということですから、当然、もうこれは全中も含めて、今、TPP反対というな申し上げてるのは、これはもう当然な成り行きだというに思っております。

ただ、連携という話が出ましたけども、同じむしろ旗持っていくという、私たちは、今、先ほど申しあげましたように、我々の立場として、JAさんはJAさんで、全農、全中ですかね、これを中心にいろいろ全国展開しております。我々は、自治体の、いわゆる集まりの中で、きちっとした意思表示をして、意思統一をして、これを働きかけていくということでございます。

当然、お互いに、こう一緒になってむしろ旗じゃなくて、その立場立場の中で、中央に働きかけていくという、こういう方向で、私はいんじゃないかなあというに思っております。

ここで、例えば、JAコスモスの組合長と、そしたら手を挙げてむしろ旗やろうかということじゃなくて、やっぱり農協さんは農協さんなりの運動を展開しておりますし、で、我々は、やっぱり地方自治をあずかる者として、このTPPというのはこういうこと、考えですよ、ということきちっと、全体の意見、意思として国に働きかけているということです。

これで、十分であるかないかは別にしてですね、これはやっぱり、それぞれの立場がございますから、私は、この姿でいいんじゃないかというふうに思っております。

ただ、今、議員さんがおっしゃられた内容でございますから、また、このことは、この議場で議論があったということ、伊藤組合長さんにも話をしながら、今度、全体にどういう動きをしているかというのは、それは情報の交換は、これからもしていきたいなあ

いうに思っております。

5 番（坂本貞雄君）

ありがとうございます。やはり、それぞれの立場で、そういう運動をしながら、しかし、例えば佐川町民の、そういう世論を盛り上げるには、やはり連携ということも考えるべきではないかなというのが僕の考え方なんです。

安倍首相も、日米首脳会談で関税なき聖域を守られるということで、すぐに踏み出すようなことを言われましたが、やはりそれを受けての全国の世論というもんが、ものすご「それは困る」ということで沸き上がったために、いまだに、正式な表明をようしておりますわね。安倍首相が。

やはり、そういうように、佐川町におきましても、町民の世論というものを高めるということが、このTPP参加を阻止していくためには、どうしても必要なんではないかなというように考えるものですので、ぜひ、その点を含めまして、農協さんとも連携を強め、佐川町民のそういう世論も喚起をしていただきたい、いうことをお願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、3点目としまして、メガソーラー事業につきまして、お伺いをしたいと思います。

県内でも、高知市長浜地区で、メガソーラー事業の第1号が、2013年1月15日に運転を開始しておりますが、それ以来、県下各地におきまして、メガソーラー事業が、あるいは完成をしたとも報じられましたし、至る所で計画をされておるところです。新聞でも報道されておりますが、大規模太陽光発電というよりはもうメガソーラーで、世間一般に通用するほどになっております。

去る3月6日付の高知新聞には、土佐町とともに、本町も、官民出資型の地域環境メガソーラー事業に乗り出す方針を決めた、というように報じられました。報道によりますと、JR西佐川駅東側の町有地1.7ヘクタールで、1.3メガワットで一般家庭、約400世帯分となっております。出資金は3,033万円とのことでございます。

行政報告でも触れられておりましたが、このことを、まず確認をしていただいた上で、今後どのような手順を踏みまして、工事を進めていくのか。そして、この県、本町、そして民間とありますが、この民間ということにつきましては、どのような想定をされておるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

西佐川駅東側の町有地へのメガソーラー事業計画につきましての御質問に御答弁いたします。

平成 24 年 7 月から導入されました再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度、これによりまして、新エネルギーによる発電事業が全国的に注目を集めたところでございます。これを踏まえて、高知県では、この固定価格買取制度の追い風を最大限に生かすため、県と県内市町村、それと県内の企業などが、共同で発電事業会社を設立し、得られた利益を地域で還元していく、こうち型地域環流再エネ事業、この取り組みが本年度から始まっております。

高知県の話によりまして、平成 24 年度には 1 地区、25 年度には、佐川町含め 5 地区で計画をされておるということでございます。場所は、先ほど議員言われたとおりでございます。約 1.7 ヘクタールの町有地の活用でございます。

それで、この内容につきまして、県のほうが試算をしております。試算概要、新聞に載ったとおりでございますが、設置規模が 1,300 キロワットアワー、1.3 メガワットアワーになります。年間想定発電力量、136 万 6,560 キロワット、1,367 メガワットです。400 世帯分の電力量に相当します。

売電量は、買取単価をキロワットアワー 38 円で想定しております。25 年 3 月 29 日までの契約でしたら、42 円。来年度についてはまだ、発表はないですが、大臣発言によりまして 30 円台後半というようなこともおっしゃられたと聞いております。38 円で想定しまして 20 年間で 9 億 9,069 万 6,000 円に、買取価格はなります。20 年間です。

そして、設置の費用など想定総事業費でございますが、4 億 5,500 万円となります。出資金は、この、今申しました事業費の 20% を想定して、9,100 万円。この内の、それぞれ、町、県、県内民間企業、これが 3 分の 1 ずつ出資金を負担します。そのため、3,030 万余りの町関係の出資金につきましては、平成 25 年度当初予算で計上させていただきます。合計しまして、9,100 万円の出資をすると。

そして、事業費の残りが、3 億 6,400 万円になります。これは、県、町、県内民間企業で設置する特定目的会社、いわゆる地域 S P C と言いますが、そこで借入れをして、金利が年 2.5%、償還期

間、返済期間を 15 年としますと、利息を合わせて 4 億 3,225 万円の返済計画になるところであります。

佐川町のメリットといたしましては、今、申しました売電、それと償還等によりまして利益出てまいりますので、20 年間で、佐川町への配当として、20 年間で 6,625 万 3,000 円になると。それと土地の賃借料、町有地を貸すわけでございますので、1 平米当たり 100 円で想定すると、20 年間で 3,671 万 6,000 円になると。さらに、太陽光発電施設、これは、町固定資産税の償却資産ということで、固定資産税の対象になります。これが、想定して 4,631 万 9,000 円となります。町のメリットとして、20 年間で、合計で 1 億 4,928 万 8,000 円というものが想定されておるところでございます。

以上が、高知県が、この佐川町太陽光発電事業の試算計算ということで発表された資料にあるものでございます。

今後の、県による事業展開のスケジュール、今後のこの事業展開ですが、佐川町太陽光発電事業の展開ですが、予算、可決いただきました場合、高知県と佐川町が、土地の利用プロポーザルの実施、特定目的会社、いわゆる S P C への共同出資等に関する基本協定を締結いたします。この基本協定に基づき、県が発電事業パートナーとなる発電事業者、これは先ほど言いました県内の民間企業でございますが、それをプロポーザルで公募してから審査を行って、事業者を選定すると、こういったほうになります。

そして、高知県、佐川町、この決まりました事業者により、土地利用共同出資による発電事業会社を設立して、発電事業の実施等に関する三者の協定を締結するようになります。そして、システムの概略設計、発電事業会社の設立などを行い、26 年度に建設工事等を行い、26 年度中に発電の開始を考えてございます。

今のところ、こういった考え方で進んでいくように捉えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

5 番（坂本貞雄君）

概要がわかりました。何か、20 年間で 1 億 4,000 万ほど入るといふことのように、大変結構なことだと思います。そして 26 年度中の運開を目指しておるといふこともわかりました。ただ、この民間の事業者についての選定は県がやるんですか、町がやるんですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

全面的にはないですが、県が主体となってやるようになってま

す。

5 番（坂本貞雄君）

県が主体でやるということが、よくわかりました。なかなか、このお話を伺いますと、大変結構なことだというように伺わせていただきましたですが、ぜひ、推進をしていただきたいというように思います。

そして、またもう一つの地点でございしますが、鷹ノ巣養豚団地のメガソーラー事業につきまして、3月8日の行政報告で触れられておりましたが、発電容量につきましては、ちょっとありませんでしたが、大体、何メガワットになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、これは民間業者がやることにつきまして、土地を貸すわけですが、このあたりの試算もどのようにされておるのか、そしてまた、四国電力への申請というのはどうなっておるのか、ということもお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務課長（岡林護君）

私からは、鷹ノ巣養豚団地跡地のメガソーラーについて、お答え申し上げます。

いくつか、御質問がありました。そのことも含めて、ちょっと経緯も含めて、ちょっと御説明いたしますと、まず、これにつきまして、前段として事業者から申し出があったことから、こうしたことを踏まえまして、本年1月に、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向け、自然エネルギーの有効活用を促進するため、太陽光発電の普及に取り組むことを目的に上げまして、佐川町メガソーラー設置事業実施要項を策定いたしました。

この要項では、鷹ノ巣養豚団地跡地の3筆、面積で1万8,361平米に、メガソーラーを導入するに当たっての希望する事業者の募集目的、そして募集条件、事業期間等を定めておりまして、これに対しまして、町内外の2業者から、企画提案応募登録申込書が提出されました。選考の結果、株式会社開洋、これは須崎市の業者ですが、に決定をいたしましたところ。なお、当業者は、太陽光発電事業体制を整えば、会社の所在地を佐川町内に移転するという事になっております。

そして、当業者と佐川町メガソーラー設置運営事業基本協定を本年2月27日に締結をいたしました。また、3月1日には、土地賃

貸借契約を締結いたしまして、1 平米当たり 100 円で 20 年間の契約としております。年間の貸付金額は、183 万 6,100 円ですので、20 年間で、合計 3,672 万 2,000 円ということになります。

なお、固定資産税は、これは業者の試算ではありますが、20 年間で総額約 4,000 万円になるというふうに見込んでいます。

また、これも同業者の試算ですが、計画出力は 1,260 キロワットで、事業計画におきます年間発電量の想定が 140 万 5,080 キロワットアワーです。

また、御質問の、平成 24 年度内の申請受理につきましては、同業者は、年度内の申請を行っておりまして、有利な買取価格、いわゆる 42 円での契約が可能ということになっております。以上です。

5 番（坂本貞雄君）

わかりました。1.26 メガワットになるわけですね。それで、24 年度内の受付が完了しておりまして、その 42 円の売電料になると。これは、大変有利なことだと思います。急いだかいがありましたですね、町長。

確かに、いわゆる固定資産税とか、いろいろのお金が入るようでございまして、この説明を聞きまして、大変結構な話ではないかなというように受け取らしていただきました。

なお、僕も、もと電力の社員でございまして、この現地を見てみまして、メガソーラーの発電と電力の配電線をつなぐということが必要なわけですが、両方、確認をしました。両地点ともですね、すぐ近くを配電線という一般の線が通っておりまして、このメガソーラーの設備と四国電力の設備をつなぐと、連携をするということについては、まず、問題がないだろうというように思いますし、電力のほうにも確認をしたら、まず、問題はないんじゃないかなというように言っておりました。

この地点ではないんですが、もし、山の頂上なんかで、電力の設備がないところへメガソーラーの設備をしまして、電力の線路とつなぐとなりますと、そのつなぐ、連携する設備につきましては、これは事業者が持たないかんそうです。ということで、それが、随分遠くになりますと、その設備費がかなりかかるというようなこともあるんですが、ここの当町の 2 地点につきましては、その恐れはないんじゃないかなと思います。

ただ、四国電力と、そのときに話をしたところだと、メガソー

ラーの容量が、うんと大きゅうになったときには、この配電線の容量とのバランスがとれなくなって、そこはいきませんという断りをせないかんというようなことも起こるそうです。いくつもメガソーラーをひっつけよりますと、そっちのほうが大きゅうなって、電流が、電気が逆流するそうですが、これは、その配電の運用上できないので、この地点につきましては、お断りをせないかんということと、別の専用線を引っ張らないかんというようなことがありまして、その場合には、大変多額のお金がかかるというように言われておりましたが、四国電力としましては、あくまでも申し込みがあった時点で、その審査をしますので、もし、計画がありましたら、できるだけ早い目に申し込みをしてほしいというような話も、参考としまして聞かせていただきましたので、お知らせをさせていただきました。

私は、福島第一原発事故を経験しました日本におきましては、原発に依存したエネルギー政策を根本的に転換をしまして、再生可能な自然エネルギー、クリーンな自然エネルギーに置きかえ、いずれ、原発はゼロとすべきであると考えているものでございます。

その意味で、家庭用のソーラーシステムへの連年の助成、そしてこのメガソーラーの可能な立地点2カ所へのメガソーラーの推進、そして、まず実現するであろうと思っておりますが、それにこぎ着けられました町長の努力に敬意を表しまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、5番坂本貞雄君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を12日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後3時56分